

# 県営土地改良事業用地事務委託要領

平成 23 年 3 月 30 日付け農整第 941 号  
最終改正 令和 8 年 3 月 13 日付け農計第 1135 号

(総則)

第 1 条 山形県農林水産部所管の農業農村整備事業等に必要土地等の取得若しくは使用又はこれらに伴う損失補償に関連する業務（以下「用地関係業務」という。）の請負（委託を含む。以下同じ。）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）、その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(請負に付することができる業務)

第 2 条 用地関係業務で業務の請負に付することができる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地図の転写
- (2) 土地及び建物等の登記記録等の調査
- (3) 戸籍簿等の調査
- (4) 土地等の権利者の確認調査
- (5) 土地の測量、面積計算又は製図等
- (6) 土壌汚染に関する調査
- (7) 土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価並びに残地補償等に関する調査又は補償金額の算定
- (8) 建物、工作物、墳墓及び立竹木に関する調査又は補償金額の算定
- (9) 居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定
- (10) 営業に関する調査又は補償金額の算定
- (11) 農業に関する調査又は補償金額の算定
- (12) 鉱業権、温泉利用権、漁業権、水利権及びその他特殊な権利の補償に関する調査又は補償金額の算定
- (13) 立毛、養殖物及び特産物に関する調査又は補償金額の算定
- (14) 公共補償に関する調査又は補償金額の算定
- (15) 生活再建対策等に関する調査又は補償金額の算定
- (16) 電波障害、日照障害、水枯渇及びその他の事業損失に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明
- (17) 標準家賃の実態等に関する調査
- (18) 土地調書及び物件調書の作成
- (19) 事業認定申請書、裁決申請書又は明渡裁決申立書及びこれらに添付する図書等の作成
- (20) 建物等の移転工法案の検討
- (21) 土地に関する登記業務
- (22) 補償内容等の説明
- (23) 公共用地取得計画図書の作成
- (24) 補償に関する相談
- (25) 公共用地交渉
- (26) 事業予定地の用地リスクに関する調査
- (27) 用地取得の工程管理計画の策定
- (28) 用地調査等業務に係る進捗状況を確認するための工程管理補助

- (29) 成果物の点検・調製確認
- (30) 用地関係資料の作成等
- (31) その他前各号に類する業務の調査又は補償金額の算定

(受託者の選定)

第3条 知事及び山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）第4条の規定による委託料の支出負担行為に関する専決者（以下「契約担当者」という。）は、前条各号の業務を請負に付する場合においては、「山形県建設工事等請負業者選定要領」により選定するものとする。ただし、前条第21号の業務を請負に付する場合においては、次の各号の一に該当する者のうちから選定するものとする。

- (1) 公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- (2) 公益社団法人山形県公共嘱託登記司法書士協会
- (3) 土地家屋調査士法第8条に規定する土地家屋調査士
- (4) 司法書士法第8条に規定する司法書士

(請負契約等)

第4条 契約担当者が第2条各号の業務を請負に付する場合の予定価格の算定は、用地調査等業務（山形県農林水産部所管の農業農村整備事業等に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査及び補償金額の算定等をいう。以下同じ。）にあつては、「設計業務等標準積算基準書〔県版〕（県土整備部作成）」及び「東北地方整備局用地調査等業務費積算基準」（別に予定価格の算定方法が定められている場合は、当該算定方法）により行うものとし、用地調査等業務以外の業務にあつては、別に定めるところによるものとする。ただし、土地等に関する登記業務を請負に付する場合の予定価格の算定は、「山形県公共嘱託登記司法書士協会協定単価」及び「山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会協定単価」により行うものとする。

- 2 契約担当者が第2条各号の業務を請負に付する場合の契約書及び仕様書は、用地調査等業務にあつては、用地調査等業務委託契約書（別記様式1の1）、用地調査等業務共通仕様書（別記様式1の2）及び用地調査等業務共通特記仕様書（別記様式1の3）によるものとし（別に契約書又は仕様書が定められている場合は当該契約書又は仕様書）、用地調査等業務以外の業務にあつては、別に定めるところによるものとする。ただし、土地等に関する登記業務を請負に付する場合の契約書及び仕様書は、登記事務委託契約書（別記様式2の1）及び登記事務仕様書（別記様式2の2）によるものとする。

(身分証明書)

第5条 総合支庁長は、用地関係業務を行う者に、その身分を示す証票（別記様式3。以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 総合支庁長は、用地関係業務を行う者に、用地関係業務の実施に当たっては、常に身分証明書を携帯し、土地等の所有者、占有者その他の利害関係人から請求があつたときは、これを示すよう指示するものとする。
- 3 総合支庁長は、用地関係業務が完了したときは、遅滞なく、当該用地関係業務を行った者に身分証明書を返納させるものとする。

(立入り及び立会い)

第6条 総合支庁長は、用地関係業務を行う者が当該用地関係業務のため、他人の占有する土地、建物又は工作物に立ち入ることができるようあらかじめ措置しておくものとする。

2 総合支庁長は、用地関係業務を行う者が土地等の所有者、占有者その他の利害関係人の立会いが得られるようあらかじめ措置しておくものとする。

(閲覧申請書等の交付)

第7条 総合支庁長は、用地関係業務を行う者が、土地等の登記記録、法人登記簿等を閲覧し、又は登記事項証明書等の交付を受けるために閲覧申請書、交付申請書、委任状等を必要とする場合は、これらを受注者に交付することができるものとする。

(監督職員等の任命等)

第8条 監督職員（調査職員を含む用地調査等業務委託契約書第6条及び登記事務委託契約書第6条に規定する監督職員をいう。）及び検査職員（用地調査等業務委託契約書第28条及び登記事務委託契約書第28条に規定する検査職員をいう。）の任命基準及び職務等に関する必要な事項については、山形県委託業務等監督要領、山形県委託業務等検査要領（以下「検査要領」という。）及び東北地方整備局用地関係業務監督検査要領（平成25年3月29日付け国東整用企第1123号）第13条に規定する検査の技術的基準（以下「検査基準」という。）の定めるところによるものとする。

(成果物)

第9条 契約担当者は、用地関係業務が完了したときは、遅滞なく受注者に、成果物に業務完了報告書を添え提出させるものとする。

(成果物の検査)

第10条 検査職員は、業務完了報告書及び成果物の提出があったときは、遅滞なく、検査要領及び検査基準に基づき、当該成果物の検査を行い、合格しないときは、補正を行わせる等適切な指示をしなければならない。

(準用規定)

第11条 この要領に定めのない様式等については、用地事務取扱要領（平成8年4月1日付け農計第28号農林水産部長通知）を準用するものとする。



(総則)

**第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（山形県農林水産部所管の農業農村整備事業等における用地調査等業務共通仕様書、共通特記仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の主任担当者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任担当者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第53条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的合意管轄裁判所とする。

(従事者の管理)

**第1条の2** 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）の管理について一切の責任を負う。

2 受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令を遵守するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

**第2条** この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

**第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

**第3条の2** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
  - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
  - 4 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第47条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
  - 5 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したとき及び山形県財務規則（昭和39年山形県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 6 業務委託料の変更があった場合は、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求ことができ、又は、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

**第4条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただ

し書の承諾をしなければならない。

- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第4条の2 受注者は、成果物（第33条第1項に規定する指定部分に係る成果物及同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

- 3 発注者は成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第4条の3 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督職員)

**第6条** 発注者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の主任担当者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任担当者との協議

四 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(主任担当者)

**第7条** 受注者は、業務履行の管理を行う主任担当者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

2 主任担当者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任担当者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

**第8条** 受注者は、仕様書等に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する主任担当者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

**第9条** 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(土地等への立入り)

**第10条** 受注者は、用地調査等業務のために第三者が所有する土地、建物等に立ち入る場合においては、仕様書等に定めるところにより、あらかじめ当該土地、建物等の所有者等の承諾を得なければならない。

(主任担当者等に対する措置請求)

**第11条** 発注者は、主任担当者又は照査技術者若しくは受注者の使用人若しくは第5条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

る。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

**第12条** 受注者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

**第13条** 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

**第14条** 受注者は、業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

**第15条** 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 用地調査等業務共通仕様書、共通特記仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 仕様書等に誤り又は脱漏があること。
  - 三 仕様書等の表示が明確でないこと。
  - 四 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - 五 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は業務に関する指示の変更)

**第 16 条** 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

**第 17 条** 第三者の所有する土地、建物等への立入りについて当該土地、建物等の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

**第 18 条** 受注者は、仕様書等又は業務に関する指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等又は業務に関する指示の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により仕様書等又は業務に関する指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

**第 18 条の 2** 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、従事者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

**第 19 条** 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮)

**第 20 条** 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

**第 21 条** 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 19 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

**第 22 条** 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

**第 23 条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないとして認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

**第 24 条** 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 26 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

**第 25 条** 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他の発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前 3 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

**第 26 条** 成果物の引渡し前に、天災等（仕様書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下本条及び第 40 条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計

額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える仕様書等の変更)

**第27条** 発注者は、第14条から第18条まで、第20条、第23条又は第24条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

**第28条** 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

**第29条** 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

**第30条** 発注者は、第28条第3項若しくは第4項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 発注者は、成果物の点検・調製確認に係る業務の成果部分については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、仕様書等に定める範囲内において、成果物の全部又は一部を使用することができる。

3 前2項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 4 発注者は、第1項又は第2項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

**第31条** 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 前項の前払金の支払の時期は、前項の規定により受注者が請求した日から14日以内とする。
- 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 5 業務内容の変更その他の事由により委託金額を減額した場合において、受領済の前払金の額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者はその超過額を返還しなければならない。ただし、これを返還することが前払金の使用状況等によりみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して別に定めるものとする。
- 6 前項の場合において、受注者は遅滞なくその旨を保証事業会社に通知し、前払金の保証契約の保証金額を減額したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。この場合において、前払金の保証契約の変更は、前払金の超過額を返還した後に行うものとする。
- 7 前払金の超過額返還の時期は第5項の委託金額を減額した日から30日以内とする。
- 8 受注者が前項の期間内に前払金の超過額を返還しないときは、発注者は、受注者に対してその未返還額につき年3.0パーセントを乗じて計算した遅延利息の支払を請求することができる。
- 9 業務内容の変更その他の事由により履行期限を延長した場合においては、受注者は直ちに前払金の保証期間を延長した履行期限まで延長し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 10 事業内容の変更その他の事由により履行期限を短縮した場合においては、受注者は、遅滞なく保証事業会社に通知したときは直ちに保証証書を発注者に寄託しなければならない。この場合において、変更後の保証期間は短縮した履行期限とする。
- 11 受注者が第9項及び第31条の2の規定に違反したときは、発注者は、受注者に対して発注者の指定した期間内に前払金支払額を返還することを請求することができる。
- 12 受注者は、第1項、第4項、第6項、第9項及び第10項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該前払金の保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(前払金の使用等)

**第31条の2** 受注者は、前払金を頭書の業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、修繕費、支払運賃及び保証料として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

**第32条** 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分（以下「既履行部分」という。）を除く。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

ただし、この請求は、履行期間中2回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た場合において、申し出た日から10日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、受注者に通知する。  
部分払金の額 $\leq$ 第1項の業務委託料相当額 $\times$  (9/10-前払金額/業務委託料)
- 6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

**第33条** 成果物について、発注者が仕様書等において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第28条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第29条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第28条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第29条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第29条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する業務委託料の額」及び第二号中「引渡部分に相応する業務委託料の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第28条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額

指定部分に相応する業務委託料の額 $\times$  (1-前払金の額/業務委託料)

二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額

引渡部分に相応する業務委託料の額 $\times$  (1-前払金の額/業務委託料)

(債務負担行為に係る契約の特則)

**第33条の2** 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下この条において「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

**第33条の3** 債務負担行為に係る契約の前金払については、第31条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額（前会計年度末における第32条第1項の業務委託料相当額（以下この条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。）が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下この条及び次条において「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が仕様書等に定められているときには、同項の規定による読替え後の第31条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が仕様書等に定められているときには、同項の規定による読替え後の第31条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（                      円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第31条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第31条第9項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

**第33条の4** 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下この条において「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第32条第5項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{業務委託料相当額} \times 9/10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{業務委託料相当額} - (\text{前会計年度までの履行高予定額} + \text{履行高超過額}) \} \times \text{当該会計年度}$$

前払金額／当該会計年度の履行高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

**第 34 条** 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨が明記されているときは、当該第三者に対して第 29 条（第 33 条において準用する場合を含む。）又は第 32 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

**第 35 条** 受注者は、発注者が第 31 条又は第 33 条において準用される第 29 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

**第 36 条** 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

**第 37 条** 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 39 条若しくは第 39 条の 2 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

**第 38 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第 4 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 主任担当者を配置しなかったとき。
- 五 正当な理由がなく、第 36 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

**第 39 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 4 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第 4 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の成果物を完成することができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託債権を譲渡したとき。
- 九 第 41 条又は第 42 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時用地調査等業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合等不正行為があった場合の発注者の催告によらない解除権）

**第 39 条の 2** 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

二 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

二の 2 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項ただし書（第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けなかったと認められるとき。

二の 3 受注者が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 7 第 3 項（第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。

三 受注者が第 1 号又は第 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

四 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 7 第 3 項（第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第 40 条** 第 38 条各号又は第 39 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 3 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

**第 41 条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

**第 42 条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 16 条の規定により仕様書等を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

二 第 17 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えると

きは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

**第43条** 第41条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

**第44条** この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第33条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分相当額」という。)を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

**第45条** この契約が業務の完了前に解除された場合において、第31条(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、第38条、第39条若しくは第39条の2又は第47条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第33条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第37条、第41条又は第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第31条(第33条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金(第33条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分相当額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第38条、第39条若しくは第39条の2又は第47条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第37条、第41条又は第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第33条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第5条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第 38 条、第 39 条又は第 39 条の 2 若しくは第 47 条第 3 項によるときは受注者が負担し、第 37 条、第 41 条又は第 42 条によるときは発注者が負担する。

二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

6 第 4 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

7 第 3 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 38 条、第 39 条又は第 39 条の 2 若しくは第 47 条第 3 項によるときは発注者が定め、第 37 条、第 41 条又は第 42 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（談合等に係る違約金）

**第 46 条** 受注者はこの契約に関して第 39 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、違約金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 委託業務が完了した後に、受注者が第 39 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

3 前 2 項の場合において、受注者が共同体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、当該共同体の全ての構成員であった者は、共同連帯して第 1 項の額を発注者に支払わなければならない。

4 第 1 項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（発注者の損害賠償請求等）

**第 47 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。

三 第 38 条又は第 39 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第 38 条又は第 39 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不可能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するものとみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 39 条第 8 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 3 条の 2 の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

**第 48 条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第 37 条、第 41 条又は第 42 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 29 条第 2 項（第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

**第 49 条** 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 28 条第 3 項又は第 4 項（第 33 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から 3 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

**第 50 条** 受注者は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

**第 51 条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年 3.0 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3.0 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

**第 52 条** 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者はこの契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(紛争の解決)

**第 53 条** この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときには、発注者及び受注者は、協議の上調停人 1 名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、主任担当者又は調査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 11 条第 2 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 4 項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 2 項若しくは第 4 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第 1 項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

**第 54 条** この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

**第 55 条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

#### (漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

#### (再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

#### (資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、受注者から必要な報告を徴し、又は実地検査により確認を行うことができる。

#### (事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあるときを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

#### (違反した場合の措置)

第 12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を  
求めることができる。

用地調査等業務共通仕様書

第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この用地調査等共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、山形県農林水産部所管の農業農村整備事業等に必要土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難しいとき又はこの仕様書に定めのない事項については、県営土地改良事業用地事務委託要領（平成 23 年 3 月 30 日付け農整第 941 号）（以下「委託要領」という。）別記様式 1 の 3 の用地調査等業務共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）及び発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、その記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

(用語の定義)

第 2 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「発注者」とは、知事若しくはその委任を受けた者をいう。
- 二 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人（法令の規定により認められたその一般承継人を含む。）をいう。
- 三 「監督職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は主任担当者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 6 条第 1 項に規定するものであり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
- 四 「総括監督員」とは、総括監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における知事及び山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和 28 年 12 月 21 日山形県訓令第 49 号）第 4 条の規定による委託料の支出負担行為に関する専決者（以下「契約担当者」という。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指導監督並びに用地調査等業務のとりまとめを行う者をいう。
- 五 「主任監督員」とは、主任監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指導監督並びに主任監督業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
- 六 「監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行う

- とともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
- 七 「検査職員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 八 「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 7 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めたものをいう。
- 九 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第 8 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めたものをいう。
- 十 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、主任担当者のもとで業務を担当する者で、第 7 条の規定に基づき、受注者が定めたものをいう。
- 十一 「契約書」とは、委託要領別記様式 1 の 1 の用地調査等業務委託契約書をいう。
- 十二 「仕様書等」とは、仕様書、共通特記仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 十三 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 十四 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十五 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十七 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。
- 十八 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十九 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 二十 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 二十一 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 二十二 「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに補償基準・細則への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。
- 二十三 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。
- 二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の責めに帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 二十五 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。

二十六 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。

二十七 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。

二十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

二十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

三十 「補償基準」とは、山形県県土整備部に属する公共事業に必要な用地の取得に伴う損失補償基準（平成 26 年 3 月 28 日用第 881 号）をいう。

三十一 「細則」とは、山形県県土整備部に属する公共事業に必要な用地の取得に伴う損失補償基準細則（平成 26 年 3 月 28 日用第 883 号）をいう。

三十二 「成果物の点検・調製確認」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、補償基準・細則への適合性、補償の妥当性等について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

三十三 「様式」とは、東北地方整備局用地調査等業務共通仕様書に定める様式各号とする。

三十四 「別記」とは、東北地方整備局用地調査等業務共通仕様書に定める別記とする。

（基本的処理方針）

第 3 条 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、補償基準、細則等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

2 受注者は、山形県農林水産部所管の農業農村整備事業等に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、工事騒音、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合においては、この仕様書、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和 61 年 4 月 1 日付け建設省経整発第 22 号建設事務次官通知）その他の事業損失に関する事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

（監督職員）

第 4 条 監督職員は、契約書第 6 条第 2 項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合で監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

（主任担当者）

第 5 条 受注者は、用地調査等業務における主任担当者を定め、契約締結後 14 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 主任担当者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。

3 受注者が主任担当者に委任できる権限は契約書第7条第2項に規定した事項であるが、契約書第7条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督職員は、主任担当者に対して指示等を行えば足りるものとする。

4 主任担当者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任担当者の資格及び氏名の記載を行うものとする。

5 主任担当者は、照査結果の確認を行わなければならない。

6 主任担当者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（照査技術者）

第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第4項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

3 照査技術者は、発注者が「主任担当者」と同等の知識及び能力を有する者と認めた者でなければならない。

4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責任において記名の上、主任担当者に提出するものとする。

6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

（業務従事者及び担当技術者）

第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第112号）により発注者に通知しなけれ

ばならない。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。

3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

(再委託)

第8条 再委託の取扱いは、共通特記仕様書によるものとする。

(用地調査等業務の区分)

第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 用地測量は、山形県公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。
- 二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する(第14章 地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。)

表1 建物区分

区分	判断基準
木造建物〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平屋建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組(在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、若しくはコンクリートブロック造の建物又は鋼鉄系プレハブ工法(軽量鉄骨造)により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	非木造住宅〔Ⅰ〕以外の建物(石造、レンガ造等の建物又は鋼鉄系プレハブ工法(重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)

(注) 建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く）、太陽光発電設備（建材型）等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水設備、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有となっており、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

三 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

区分	判断基準
機械設備	原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。
生産設備	当該設備が製品等の製造に直接・間接的に関わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。 A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ配水設備を含む。）、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等 B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等 C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的には係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む。）、駐車場、

	<p>運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
附帯工作物	<p>表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。</p> <p>門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台（柱）、池等</p>
庭園	<p>立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美観が形成されているものをいう。</p>
墳墓	<p>墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。</p>

四 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区分	判断基準
庭木等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であつて、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区別が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分岐したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、圍障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p>

	<p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登板又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 鑑賞等を目的に植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p>

	<p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	孟宗竹、真竹等で、竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の 立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

## 第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

### 第1節 用地調査等業務の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(業務の着手)

第11条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(休日等を除く。)以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任担当者が用地調査等業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

(書類提出)

第12条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わな

ればならない。

- 3 受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が 100 万円以上の業務において、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、契約時は契約締結後 15 日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後 15 日（休日等を除く。）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに 8 名までとする）。
- 4 受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをしたうえで「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。
- 5 前 2 項において、受注者は登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 6 前 3 項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においては、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。  
(打合せ等)

第 13 条 用地調査等業務を適性かつ円滑に実施するため、主任担当者と監督職員は常に緊密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第 116 号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、主任担当者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任担当者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」、「ウィークリースタンス」に努めるものとする。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

「ウィークリースタンス」とは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

(現地踏査)

第 14 条 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第 15 条 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む。）以内に仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し監督職員に提出しなければならない。

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載に当たって、実施方針又はその他には、第 30 条、第 31 条、第 32 条及び第 34 条に関する事項も含めるものとする。

一 業務概要

二 実施方針

三 業務工程

四 業務組織計画

五 打合せ計画

六 成果物の品質を確保するための計画

七 成果物の内容、部数

八 使用する主な図書及び基準

九 連絡体制（緊急時を含む。）

十 使用する主な機器

十一 仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画

十二 その他

3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、第 1 項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督職員の指示等)

第 16 条 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、主任担当者を立ち会わせてうえで、監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。

3 監督職員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示書（様式第 113 号）（以下「指示書」という。）により行うものとする。

4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第 114 号）により行うものとする。

5 第 2 項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第 115 号）により行うものとする。

(貸与品等)

第 17 条 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。

- 3 貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与品等の引渡しは、貸与品等引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書（様式第2号）を監督職員に提出するものとする。
- 5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書（様式第3号）及び貸与品等返納書（様式第4号）を監督職員に提出するものとする。

（立入り及び立会い）

第18条 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

（障害物の伐除）

第19条 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

- 2 監督職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第5号）を監督職員に提出するものとする。

（身分証明書の携帯）

第20条 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ主任担当者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「主任担当者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。

- 2 主任担当者等は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
- 3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

（算定資料）

第21条 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は山形県農林水産部所管の農業農村整備事業等に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が指示する補償金算定標準書に基づき行うものとする。ただし、当該補償金算定標準書に掲載のない損失補償単価等については、監督職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

（監督職員への進捗状況の報告）

第22条 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、監督職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたと

きは、これに応じなければならない。

3 受注者は、前項の進捗状況の報告に主任担当者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

第 23 条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督職員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

2 監督職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任担当者及び監督職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。

3 受注者は、用地調査等業務のうち成果物の点検・調製確認を実施するものとされたものについては、監督職員の指示により第 24 条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

(成果物)

第 24 条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。

二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。

三 目次及びページを付す。

2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督職員の指示による。

3 提出する成果物は、別記 1 成果物一覧表に掲げる成果物等で共通特記仕様書及び特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、1 部とする。

4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第 49 条に定める契約不適合責任期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(検査)

第 25 条 受注者は、検査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、主任担当者及び監督職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

(修補)

第 26 条 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 28 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(条件変更等)

第 27 条 契約書第 15 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 26 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督職員が、受注者に対して契約書第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定に基づく仕様書

等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

(成果物の点検・調製確認対象業務の対応)

第 28 条 受注者は、第 23 条第 3 項で仮提出した成果物の内容等について、監督職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、監督職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。

3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

(守秘義務)

第 29 条 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 15 条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。

三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

四 当該業務で取扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可無く複製・転送等をしてはならない。

五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実に行わなければならない。

六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 30 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(安全等の確保)

第 31 条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任担当者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う用地調査等業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

第 32 条 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第 15 条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。

- 2 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第 33 条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

(保険加入の義務)

第 34 条 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

- 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

## 第 2 節 数量等の処理

(用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い)

第 35 条 用地測量の面積計算は、原則として、座標法によるものとする。

2 用地測量に係る計算数値の取扱いは、計算の表示単位と桁数について、以下のとおりとする。

なお、端数は切捨てとする。

① 長 さ m単位 小数点以下3けた

② 面 積 m<sup>2</sup>単位 小数点以下6けた

(建物等の計測)

第 36 条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

一 幹周、胸高直径は、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。

二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、生垣及び特殊樹については、センチメートル(小数点以下第1位四捨五入)とする。

三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位(小数点以下第2位四捨五入)までとする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第 37 条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。

3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第 38 条 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以

下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

(補償額算定調書に計上する数値)

第39条 補償額算定調書に計上する数値(価格に対応する数量)は、次の各号によるもののほか、第36条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第37条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上する。

(補償額の端数処理)

第40条 建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

- 一 補償単価及び資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき	1円未満切り捨て
ロ 100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
ハ 10,000円以上のとき	100円未満切り捨て
- 二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

### 第3章 権利調査

#### 第1節 調査

(権利調査)

第41条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者(又はその法定代理人)等の氏名又は名称(以下「氏名等」という。)及び住所又は所在地(以下「住所等」という。)等に関し調査することをいう。

(地図の転写)

第42条 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。)を次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
- 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名(隣接字名を含む。)及び地番を記載する。
- 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。

2 地積測量図等の転写は、調査区域内の土地について、管轄登記所に地積測量図等が存する場合に、これを転写又は複写する方法により行うものとする。

(土地の登記記録の調査)

第43条 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積

- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 登記の受付番号、登記原因及びその日付け
- 六 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 七 仮登記等があるときは、その内容
- 八 その他必要と認める事項

(建物の登記記録の調査)

第 44 条 建物の登記記録の調査は、第 42 条で作成した地図から監督職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け
- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

(権利者の確認調査)

第 45 条 権利者の確認調査は、前 2 条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- 二 商業登記簿、法人登記簿等

2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
- 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
- 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
- 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所

3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 法人を代表する者の氏名及び住所
- 三 法人が破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所

4 前 3 項の調査を郵送で行う場合には、交付申請書等を受注者が作成し、発注者において発送及び証拠類（戸籍簿等の写等）の受取りを行い、当該書類を受注者に引き渡すものとする。

5 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

(墓地管理者等の調査)

第 46 条 墓地管理者等の調査は、改葬の補償及び祭し料調査算定要領（平成 30 年 3 月 8 日付

け国土用第 48 号土地・建設産業局総務課長通知（以下「改葬及び祭し料要領」という。））により行うものとする。

（土地利用履歴等の調査）

第 47 条 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するため、土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 53 号土地・建設産業局地価調査課長通知（以下「土地利用履歴等調査要領」という。））により行うものとする。

#### 第 2 節 調査書等の作成

（転写連続地図の作成）

第 48 条 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第 43 条第 3 号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

（調査書の作成）

第 49 条 第 43 条から第 45 条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第 7 号の 1）、土地調査表（様式第 7 号の 2）、建物の登記記録調査表（様式第 8 号の 1、第 8 号の 2）、戸籍簿等調査表（様式第 9 号）及び相続関係説明図（様式第 10 号）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査表は、第 46 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。
- 4 土地利用履歴等の調査表は、第 47 条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

### 第 4 章 用地測量

#### 第 1 節 境界確認

（公共用地境界の打合せ）

第 50 条 調査区域内に国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 9 条及び国土交通省所管国有財産取扱規則（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 61 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、部局長が管理する国土交通省所管国有財産が存するとき、又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

（資料の作成及び立会い）

第 51 条 前条の打合せの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

- 2 部局長又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。
- 3 前条の打合せの結果、第 48 条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合に

は、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第 55 条第 2 項に準じた同意を取りつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第 52 条 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

(立会い準備)

第 53 条 調査区域内の私有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第 43 条から第 46 条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

(境界立会いの画地及び範囲)

第 54 条 調査区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行うものとする。

一 1 筆を範囲とする画地

二 1 筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地

三 1 筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況の地目ごとの画地、この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日民二第 456 号法務省民事局長通達）第 68 条及び第 69 条に定める地目の区分によるものとする。

四 一画地にあつて、土地に付属するあぜ、溝、その他にこれらに類するものが存するときは、一画地に含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

五 調査区域内の土地の隣接土地等のうち監督職員が必要があると指示した画地

(境界立会い)

第 55 条 前条の境界立会いの範囲について、監督職員の指示により、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。

二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。

三 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。

四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式第 13 号）に確認のための署名押印を求めるものとする。

3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

- 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
- 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
- 三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

### 第2節 境界測量

(用地測量の基準点)

第56条 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議するものとする。

3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けるものとする。

(境界測量)

第57条 各境界点の測量を行うときは、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。

2 前項の観測は、測量地域の地形及び地物の状況等を考慮し、次のとおり行うものとする。

一 トータルステーション等を用いる観測は、次表を標準とする。

区分	方法	較差の許容範囲
水平角観測	0.5 対回	—
鉛直角観測	0.5 対回	—
距離測定	2 回測定	5 mm

二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、干渉測位方式により2セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備考
5 衛星以上	FIX 解を得てから 10 エポック以上	1 秒 (ただし、キネマティック法は 5 秒以下)	△N △E	20 mm	△N：水平面の南北方向のセット間較差 △E：水平面の東西方向のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。

摘 要	①GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星をそれぞれ2衛星以上を用いること。 ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。
-----	--

### 三 ネットワーク型

RTK法による観測は、間接観測法又は単点観測法を用いる。

四 単点観測法による場合は、作業地域を囲む既知点において観測し、必要に応じて整合を図るものとする。ただし、整合の方法は次のとおりとする。

- (1) 整合の基礎となる既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置するものとする。
- (2) (1)の既知点数は、3点以上を標準とする。
- (3) 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。
  - ① 座標補正は、平面直角座標で行うことを標準とする。
  - ② 座標補正に用いる既知点数は、3点以上を標準とする。
  - ③ 座標補正の補正手法は適切な方法を採用するものとする。
- (4) 高さの整合処理は、標高補正として次により行うものとする。
  - ① 標高補正は、標高を用いることを標準とする。
  - ② 標高補正に用いる既知点数は、3点以上を標準とする。
  - ③ 標高補正の補正手法は適切な方法を採用するものとする。
- (5) 座標補正の点検は、座標補正を行った点と作業地域に隣接する点との距離を、座標補正前後で求め、その較差により行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。

点検距離	許容範囲
500m 以上	点検距離の 1/10,000
500m 以内	50mm

五 第二号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

- 3 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。
- 4 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

なお、計算を計算機により行う場合は、次表に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は次表に規定する位の次の位において四捨五入とし、距離及び面積は、次表に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

区 分	方 向 角	距 離	座 標 値	面 積
単 位	秒	m	m	m <sup>2</sup>
位	1	0.001	0.001	0.000001

- 5 第1項の観測を行うに当たり、用地実測図等の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。
- 6 各境界点等は、連番を付するものとする。

7 ネットワーク型RTK法による場合は、既知点となった電子基準点の名称等を記録する。  
(補助基準点の設置)

第58条 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。

2 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により標杭を設置するものとする。

なお、観測の区分等は、次表を標準とするものとする。

区 分	方 法	較差の許容範囲	
		倍角差	観測差
水平角観測	2対回(0°、90°)	60"	40"
鉛直角観測	1対回	60"	
距離測定	2回測定	5mm	

(用地境界仮杭の設置)

第59条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会のうえ行う。
- 二 用地境界仮杭は、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋌(頭部径15mm)等のものとする。
- 三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。

2 用地境界仮杭の観測は、第57条第2項の規定を準用するものとする。

3 第1項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し、監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第60条 境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をトータルステーション等を用いて測定し、精度を確認するものとする。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点(用地境界杭を設置した点)との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とするものとする。

距離区分	20m未満	20m以上	摘要
平地	10mm	S/2,000	Sは点間距離の計算値
山地	20mm	S/1,000	

第3節 面積計算の範囲

(面積計算の範囲)

第 61 条 面積計算の範囲は、第 54 条に定める境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 三 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。

2 面積計算結果は、座標面積計算表に記入するとともに、第 49 条に定める土地調査表の現況調査欄に取得用地の地目及び面積を記入するものとする。この場合において記入する地目は、第 54 条第 3 号に定める地目ごとに区分して記入し、面積は 100 分の 1 を単位とする。

#### 第 4 節 用地実測図等の作成

（用地実測図原図の作成）

第 62 条 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

- 一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項及び監督職員が指示する事項を記入する。

なお、表示記号については、別記 2 用地実測図原図及び用地平面図表示記号により表示するものとする。

- (1) 基準点及び境界点（官民、所有権、借地、地上権等境界点）の点名及び境界線
- (2) 面積計算表
- (3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
- (4) 境界辺長
- (5) 隣接地の地番及び境界の方向線
- (6) 借地境界
- (7) 用地取得線
- (8) 図面の名称、配置、方位、座標線、縮尺又は地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の氏名
- (9) 区市町村名及び大字・字名並びに境界線
- (10) 中心杭、幅杭点及び用地境界点の位置
- (11) 現況地目
- (12) 道路名及び水路名
- (13) 建物及び工作物
- (14) 画地及び残地の面積
- (15) その他

二 用地実測図原図の縮尺は、原則として縮尺 500 分の 1（土地が市街地地域にあっては、監督職員の指示により縮尺 250 分の 1 とすることができる。）とする。

三 用地実測図原図は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が 2 葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。

四 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

(用地平面図等の作成)

第 63 条 受注者は、用地実測図原図をポリエステルフィルムに黒トレース（ただし、取得等の予定線は朱色とする。）し、用地実測図原図各葉について連続させた用地平面図を作成するものとする。ただし、補助基準点、境界辺長、計測距離及び座標値は表示しないものとする。

2 受注者は、前項に準じて黒トレースし、補助基準点、境界点、幅杭点等の番号及び座標値を表示した境界点番号図を作成するものとする。

#### 第 5 節 関係官公庁への手続き等

(関係官公庁への手続き等)

第 63 条の 2 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

3 受注者は、測量法第 14 条（実施の公示）、第 21 条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第 23 条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第 37 条（公共測量の表示等）、第 40 条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、国土交通省公共測量作業規程第 15 条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第 40 条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

### 第 5 章 土地評価

(土地評価)

第 64 条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第 65 条 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き別記 4 土地評価業務要領に定めるところに基づき実施するものとする。

(現地踏査及び資料作成)

第 66 条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要な次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

#### 一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

(1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、細則第 2 第 3 項(1)に規定する標準地及び用途的地域の名称

(2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設

- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別及び幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）第 6 条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和 49 年政令第 387 号）第 9 条第 5 項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

## 二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において 1 標準地につき 3 事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100 分の 1～500 分の 1 程度）

## 三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

## 四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

## 五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

## 六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

（標準地の選定及び標準地調査書の作成）

第 67 条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第 2 号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

（標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成）

第 68 条 標準地の評価は、前 2 条で作成した資料を基に第 65 条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価格は、監督職員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第69条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、補償基準第57条及び細則第43に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

この場合において、当該土地が、建物等の敷地であって自家自用(借家人が居住する建物を含む。)又は借地権の対象となっている場合で、残地が合理的な移転先とならないと認められる場合並びに、残地を従前の利用目的に供することが著しく困難であると認められる場合には、監督職員と協議してその指示を受けるものとする。

## 第6章 建物等の調査

### 第1節 調査

(建物等の調査)

第70条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第71条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第72条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき補償基準第30条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第73条 木造建物〔I〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては、建物移転料算定要領(平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知。

(以下「建物要領」という。))別添の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕(以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。)により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては、建物要領別添の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕(以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。)により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、山形県県土整備部に属する公共事業に必要な用地の取得に伴う損失補償取扱要領（平成26年3月28日用第885号）第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

（木造特殊建物）

第74条 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

（非木造建物）

第75条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

（機械設備）

第76条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第48号土地・建設産業局地価調査課長通知。（以下「機械設備要領」という。））により行うものとする。

（生産設備）

第77条 生産設備の調査は、次の各号によるほか、機械設備要領及び附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第49号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「附帯工作物要領」という。）に準じて行うものとする。

一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。

二 種類（使用目的）

三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量

四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等

五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等

六 当該設備の取得年月日及び耐用年数

七 その他補償額の算定に必要と認められる事項

八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

（附帯工作物）

第78条 附帯工作物の調査は、附帯工作物要領により行うものとする。

（庭園）

第79条 庭園の調査は、次の各号によるほか、附帯工作物要領に準じて行うものとする。

一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、現況測量等により行うものとする。

- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 施工方法、意匠、管理状況
- 五 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 六 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓)

第 80 条 墳墓の調査は、改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

第 81 条 立竹木の調査は、立竹木調査算定要領（平成 30 年 2 月 7 日付け国土用第 33 号土地・建設産業局総務課長通知（以下「立竹木要領」という。））により行うものとする。

2 立木の測定方法（庭木等及び用材林（苗木）を除く。）は、第 1 項によるほか次の各号によるものとする。

一 立木の胸高直径の測定は、輪尺又は直径巻尺により行う。輪尺を用いる場合は、山側一方差し（平地林においては、任意方向一方差し。）とする。ただし、胸高直径の断面が不整形で最小径と最大径の差が特に著しいと認められるものについては、山側より直角二方向（平地林においては任意直角二方向差し。）を測定し、それぞれ括約して求める。

二 胸高直径以下で分岐し、幹枝の区分の困難な分岐木の胸高直径は、各樹幹をそれぞれ独立の立木とみなして測定する。

三 立木の根回りの測定は、巻尺により地際を測定する。

3 用材林（苗木）の調査方法は、第 1 項によるほか次の各号によるものとする。

一 胸高直径の調査に代えて、根元回りを調査する。

二 苗床のものについては、㎡当たりの植栽本数を調査する。

三 苗圃のものについては、植栽距離を調査する。

## 第 2 節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第 82 条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。

二 縮尺は、原則として、次の区分による。

(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100 分の 1 又は 200 分の 1

(2) 庭園、墳墓、庭木等

50 分の 1 又は 100 分の 1

三 用紙は、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 3 番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格 A 列 2 番によることができる（以下この節において同じ。）。

四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。

ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七 図面中に次の事項を記入する。

- (1) 敷地面積
- (2) 用途地域
- (3) 建ぺい率
- (4) 容積率
- (5) 建築年月
- (6) 構造概要
- (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）
- (8) 建物延べ床面積

(法令に基づく施設改善)

第 83 条 法令に基づく施設改善の調査書は、第 72 条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

一 法令名及び条項

二 改善内容

(木造建物)

第 84 条 木造建物の図面及び調査書は、第 73 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）

二 床伏図（縮尺 100 分の 1）

三 軸組図（縮尺 100 分の 1）

四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）

(木造特殊建物)

第 85 条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第 74 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

一 基礎伏図（縮尺 100 分の 1）

二 床伏図（縮尺 100 分の 1）

三 軸組図（縮尺 100 分の 1）

四 小屋伏図（縮尺 100 分の 1）

五 断面図（矩計図）（縮尺 50 分の 1）

六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものとする。

一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。

二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（非木造建物）

第 86 条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第 75 条第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第 75 条第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

（機械設備）

第 87 条 機械設備の図面及び調査書は、第 76 条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第 88 条 生産設備の図面及び調査書は、第 77 条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

（附帯工作物）

第 89 条 附帯工作物の調査表及び図面は、第 78 条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

（庭園）

第 90 条 庭園の調査書は、第 79 条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

（墳墓）

第 91 条 墳墓の図面及び調査書は、第 80 条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

（立竹木）

第 92 条 立竹木の図面及び調査書は、第 81 条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

### 第 3 節 算定

（移転先の検討）

第 93 条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として細則第 16 第 1 項(4)第 1 号から第 4 号までの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第 10 章移転工法案の検討により行うものとする。

- 一 移転想定配置図（縮尺 100 分の 1～500 分の 1 程度）
  - 二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）
- 2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督職員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。
- 4 前 3 項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第 82 条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。
- （法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第 94 条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第 72 条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、細則第 16 第 3 項の定めるところにより行うものとする。

（木造建物）

第 95 条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 84 条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第 2 条第 3 項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第 2 条第 3 項のいずれかに定めるところによるものとする。

- 2 木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（木造特殊建物）

第 96 条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 85 条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領〔軸組工法〕第 2 条第 3 項に定めるところによるものとする。

- 2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

（非木造建物）

第 97 条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第 86 条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第 3 条第 3 項に定めるところによるものとする。

- 2 非木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第 98 条 第 93 条第 2 項の照応建物の推定建築費の概算額により第 93 条第 1 項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第 93 条第 2 項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。

一 照応建物についての計画概要表(様式第 59 号の 1、第 59 号の 2)

二 面積比較表(様式第 59 号の 4)

(機械設備)

第 99 条 機械設備の補償額の算定は、第 87 条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第 100 条 生産設備の補償額の算定は、第 88 条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第 101 条 附帯工作物の補償額の算定は、第 89 条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

第 102 条 庭園の補償額の算定は、第 90 条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

(墳墓)

第 103 条 墳墓の補償額の算定は、第 91 条で作成した資料を基に改葬及び祭し料要領により行うものとする。

(立竹木)

第 104 条 立竹木の補償額の算定は、第 92 条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

## 第 7 章 営業その他の調査

### 第 1 節 調査

(営業その他の調査)

第 105 条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第 106 条 営業に関する調査は、営業補償調査算定要領(令和 3 年 3 月 19 日付け国不用第 66 号不動産・建設経済局土地政策課長通知(以下「営業要領」という。))により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第 107 条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）
  - 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
  - 三 住居の占有面積及び使用の状況
  - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
  - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
  - 3 前2項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第45号土地・建設産業局総務課長通知（以下「仮住居要領」という。））、家賃減収補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第46号土地・建設産業局総務課長通知（以下「家賃減収要領」という。））又は借家人補償調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第47号土地・建設産業局総務課長通知（以下「借家人要領」という。））により行うものとする。

（動産に関する調査）

第108条 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領（平成30年3月8日付け国土用第44号土地・建設産業局総務課長通知（以下「動産要領」という。））により行うものとする。

## 第2節 調査書の作成

（調査書の作成）

第109条 営業に関する調査書は、営業要領により作成するものとする。

- 2 居住者等に関する調査書は、第107条の調査結果を基に居住者調査表（様式第76号、第77号）により作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

## 第3節 算定

（補償額の算定）

第110条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得たうえで、営業要領により行うものとする。

- 2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。
- 3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。
- 4 移転雑費の算定は、移転雑費算定要領（平成30年3月8日付け国土用第49号土地・建設産業局総務課長通知）により行うものとする。

## 第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第 111 条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第 2 条第 7 号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第 112 条 土地等の権利者等が消費税法第 2 条第 4 号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」等の一つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 消費税課税事業者届出書(特定期間用)
- 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等)
- 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
- 十七 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第 113 条 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー(「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」(令和元年 9 月 25 日付け国土交通省国土用第 29 号土地・建設産業局総務課長通知)別添-5 参考、別添-6 参考)により、補償の要否を判定(課税売上割合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表(様式第 85 号)を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した

調査表を作成するものとする。

## 第9章 予備調査

### 第1節 調査

(予備調査)

第114条 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または補償基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第115条 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造、（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第116条 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
  - 二 用途地域等の公法上の規制
  - 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
  - 四 敷地内の使用状況等
    - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
    - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
    - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
    - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
  - 五 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
  - 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
  - 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影
- (建物調査)

第 117 条 予備調査に係る建物の調査は、前 2 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第 73 条から第 75 条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるように行うものとする。

(機械設備等調査)

第 118 条 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第 115 条及び第 116 条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第 99 条から第 101 条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、監督職員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、機械設備等の概要を把握できるように行うものとする。

第 2 節 調査書等の作成

(企業概要書)

第 119 条 企業内容等の調査書は、第 115 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 90 号）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

第 120 条 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第 116 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）

二 製品等の製造、加工又は販売等の工程

三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 とする。

(建物、機械設備等の図面作成)

第 121 条 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

(移転計画案の作成)

第 122 条 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第 115 条から第 118 条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として細則第 16 第 1 項(4)第 1 号から第 3 号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画

- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
  - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
  - 四 建物、機械設備等の移転工程表
  - 五 移転計画図（縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1）
  - 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第 91 号）
  - 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第 92 号）
- 2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。
- 一 照応建物についての計画概要表（様式第 59 号の 1、第 59 号の 2）
  - 二 面積比較表（様式第 59 号の 4）
  - 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 59 号の 3）

### 第 3 節 算定

（補償概算額の算定）

第 123 条 前条で作成する移転計画案（2 又は 3 案）の補償概算額の算定は、第 119 条から前条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

## 第 10 章 移転工法案の検討

### 第 1 節 調査

（移転工法案の検討）

第 124 条 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第 6 章建物等の調査及び第 7 章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、補償基準第 30 条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

（企業内容等の調査）

第 125 条 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 119 条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

（敷地使用実態の調査）

第 126 条 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる

事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第 116 条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
  - (4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係
  - (1) 前条第 6 号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
  - (2) 第 115 条第 6 号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
  - (3) 営業要領第 2 条第 1 項第 1 号ロ(2)の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

#### 第 2 節 調査書等の作成

（企業概要書）

第 127 条 企業内容等の調査書は、第 125 条の調査結果を基に企業概要書（様式第 90 号）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第 127 条の 2 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第 126 条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500 分の 1 又は 1,000 分の 1 とする。

（移転工法案の作成）

第 128 条 大規模工場等の移転工法案は、第 71 条から第 79 条まで、第 81 条、第 125 条及び第 126 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として細則第 16 第 1 項(4)第 1 号から第 3 号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要

四 建物、機械設備等の移転工程表

五 移転計画図（縮尺 500 分の 1 又は 1,000 分の 1）

六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第 91 号）

七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第 92 号）

2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（様式第 59 号の 1、第 59 号の 2）

二 面積比較表（様式第 59 号の 4）

三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第 59 号の 3）

（補償額の比較）

第 129 条 前条の移転工法案を作成したときは、細則第 16 第 1 項(4)第 4 号に定める補償額の比較を行うものとする。

2 前項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

## 第 11 章 再算定業務

（再算定業務）

第 130 条 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

（再算定の方法）

第 131 条 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。

一 補償額の算定項目、算定方法等に係る補償基準、細則又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の補償基準等により算定する。

二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

## 第 12 章 補償説明

（補償説明）

第 132 条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

第 133 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第 134 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成  
(権利者に対する説明)

第 135 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
  - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。  
(記録簿の作成)

第 136 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 97 号）に記載するものとする。  
(説明後の措置)

第 137 条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

### 第 13 章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第 138 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成  
(事業認定申請図書の作成)

第 139 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

- 一 相談用資料作成  
起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの
- 二 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い  
事業認定申請図書（案）を作成するもの

（事業計画の説明）

第 140 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

（現地踏査）

第 141 条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

（起業地の範囲の検討）

第 142 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

（事業認定申請図書の作成方法）

第 143 条 事業認定申請図書は、法第 18 条並びに法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下この章において「規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところに従うほか、別記 3 事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

（相談用資料の作成方法）

第 144 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

- 一 事業認定申請書（案）
- 二 事業計画書
- 三 関連事業に関する協議書（案）
- 四 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書（案）
- 五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- 六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- 七 その他必要な書面等

（相談用資料の添付図面の作成方法）

第 145 条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第 143 条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第 4 条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第 4 条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図

- 七 許認可等土地表示図
- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる図面

(申請図書の作成)

第 146 条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

(裁決申請図書の作成)

第 147 条 裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(裁決申請図書の作成方法)

第 148 条 裁決申請図書の作成は、法第 40 条に定める書類(図面の作成を除く)の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、別記 3 事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

- 一 裁決申請書(案)
- 二 事業計画書
- 三 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類
- 四 法施行規則第 17 条第 2 号イに定める書面
- 五 法施行規則第 17 条第 3 号に定める書面
- 六 法第 36 条に定める土地調書(案)
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する図面
- 九 土地調書に添付する実測平面図
- 十 その他必要と認められる書面及び図面

(明渡裁決申立図書の作成)

第 149 条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第 150 条 明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書(案)
- 二 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類
- 三 法施行規則第 17 条の 6 第 1 号に定める書面
- 四 法施行規則第 17 条の 6 第 2 号に定める書面
- 五 法第 36 条に定める物件調書(案)
- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

## 第1節 調査

### (地盤変動影響調査)

第151条 地盤変動影響調査とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

### (調査)

第152条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第51号土地・建設産業局地価調査課長通知）により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

### (水準測量)

第153条 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測に当たっては、往復観測するものとする。

- 一 観測手簿
- 二 計算簿
- 三 点の記
- 四 その他必要と認められる書面及び図面

2 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

### (費用負担の要否の検討)

第154条 損害等をしてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに監督職員に報告するものとする。

## 第2節 算定

### (費用負担額の算定)

第155条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、監督職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

## 第3節 費用負担の説明

### (費用負担の説明)

第156条 費用負担の説明とは、権利者に対し直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」

という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第 157 条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生  
の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者  
の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明  
を行うことについての協力を依頼するものとする。

[注] 前 2 節と併せて発注する場合は、第 157 条削除とする。

(説明資料の作成等)

第 158 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリン  
グ等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したとき  
は、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

[注] 前 2 節と併せて発注する場合は、下線部分を適用しない。

(権利者に対する説明)

第 159 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2 名以上の者を一組として権利者と面接すること。
  - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了  
解を得ておくこと。
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得  
られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 160 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利  
者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第 97 号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 161 条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督  
職員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られた  
と判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見  
の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報  
告し、指示を受けるものとする。

## 第 15 章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第 162 条 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せ  
て、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するもの  
とする。

- 一 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
  - 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
  - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
  - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
  - 五 第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
  - 六 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
  - 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載するものとする。

## 第16章 土地調書等の作成

(土地調書等の作成)

第163条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書(様式第110号)及び物件調書(様式第111号)を作成するものとする。

## 別記様式1の3

### 用地調査等業務共通特記仕様書

#### (適用範囲)

第1条 山形県農林水産部所管の農業農村整備事業等の用地調査等業務（以下「本業務」という。）は、用地事務委託要領（平成23年3月30日付け農整第941号）別記様式1の1用地調査等業務委託契約書（以下「契約書」という。）、同別記様式1の2用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）によるほか、この共通特記仕様書により実施するものとする。

#### (再委託)

第2条 契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定の手法の決定及び技術的判断等並びに検証、照査をいい、請負者は、これを再委託することはできない。

2 契約書第5条第2項に規定する「指定した部分」とは、補償金算定の技術的方針の決定に基づく移転工法案説明書の作成業務とする。

3 契約書第5条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集及び単純な集計等とする。

4 受注者は、前3項に規定する業務以外の再委託に当たっては、共通特記仕様書様式（以下「特記様式」という。）第11号により申請し、発注者の承諾を得なければならない。

5 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し用地調査等業務の実施について適切な指導、管理を行い、用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、山形県の競争入札参加資格者である場合は、山形県の指名停止期間中であってはならない。

#### (業務従事者及び担当技術者)

第3条 受注者は、仕様書第7条に定める業務従事者及び担当技術者の氏名及びその他必要な事項を特記様式第13号により発注者へ通知するものとする。

#### (障害物の伐除)

第4条 仕様書第19条の障害物の伐除については、幼令木や軽微な物件であっても対象とするものとする。

#### (身分証明書)

第5条 受注者は、仕様書第20条第1項の身分証明書の交付を受けようとする者の役職及び氏名等を明らかにした書面を監督職員を経て発注者に提出するものとする。

2 身分証明書の交付を受ける者は、現地において用地調査等業務に従事する者を対象とするものとする。

#### (出来高報告)

第6条 受注者は、請負工期末の2週間前までに本業務の工種（細別）ごとに出来高数量を報告するものとする。

#### (成果物)

第7条 仕様書第24条第1項の成果物の編綴にあたっては、調査数量及び補償金額等の集計、各調査表の索引表（関係人名簿を五十音順）を作成し、成果物に添付するものとする。

- 2 物件調査等に係わる成果物は、物件所有者ごとに各調査表等をまとめるものとする。
- 3 土地確認調書及び物件確認調書の作成部数は、所有権以外の権利者がいる場合はその数だけ加算して作成するものとする。ただし、土地確認調書については取得し、又は使用しようとする土地の一部の筆に所有権以外の権利がある場合は、その所有権以外の権利者へ配付する調書として、当該部分のみを記載した調書1部を作成するものとする。

なお、物件確認調書の記載については、物件に関する所有権以外の権利者がいる場合、同様の取り扱いとするものとする。

- 4 契約書において、用地測量業務の最終成果を電子データで納品する電子納品対象業務と指定した場合における対象書類は、業務成果物とする。

なお、提出する書類等は山形県電子納品取扱要領に基づくほか次の各号に定めるところによる。

- 一 電子データの作成にあたっては、「測量成果電子納品要領」「電子納品運用ガイドライン【測量編】」によるほか、監督職員の指示によるものとする。
- 二 成果物は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、ウイルスチェックを実施したうえで電子媒体（CD-R）により1部提出するものとする。

なお、用地実測図原図及び用地平面図を作成する場合には、ポリエステルシートによる成果物を電子データとあわせて提出するものとする。

- 三 電子媒体成果物の完了検査は、紙により出力した帳票等により実施するものとする。

（登記事項証明書の請求）

第8条 特記様式第1号「用地調査票」に添付する「登記事項証明書」については、買収地については「登記事項証明書」、隣接地については「登記事項要約書」を請求するものとする。

- 2 仕様書第24条第3項の別記1成果物一覧表中「建物の登記記録調査表」に添付する「登記事項証明書」についても、前項に準じて請求するものとする。

（用地調査測量の面積計算）

第9条 一筆の土地の一部に他の部分と異なる地目又は異なる権利者がいるときは、それぞれ異なる地目ごとに又は権利者ごとにそれぞれ面積を求めるものとする。この場合において、取得等の土地が一筆の土地の一部であるときは、まず予定分筆後の土地のそれぞれの総面積を求め、次に取得等の土地について評価が高いと認められる地目又は面積が小さいと認められる権利者の順に、それぞれの地目ごと又は権利者ごとの面積を求め、最終順位の地目又は権利者の面積は、総面積から先順位の地目又は権利者の土地の面積の合計を控除して求めるものとする。

- 2 取得面積として計上する面積は、仕様書第61条第2項のとおりとする。

なお、同項の面積計算表の様式は、特記様式第4号によるものとする。

（権利者の確認調査）

第10条 仕様書第45条第1項第1号の書類は、住民票のみとする。

（用地調査票の作成）

第11条 取得する土地が、1筆の土地の一部であるため分筆又は地積更正を必要とする場合は、用地調査票を作成するものとする。

（路線測量による用地幅杭設置測量）

第12条 仕様書第9条による用地調査等業務に、路線測量による用地幅杭設置測量を加える。

- 2 前項の用地幅杭設置測量は、山形県土地改良事業測量作業規程により行うものとし、その実施にあたって必要となる細目は、仕様書第9条第1項に準拠するものとする。

(境界立会い)

第12条の2 用地実測図原図に土地境界確認証明を記入し、境界立会いに係る関係人（隣接者含む）より押印を求めるものとする。

- 2 受注者は、仕様書第55条境界立会いに権利者以外の者が立会ったときは、その者の氏名及び権利者からの立会依頼の委任状等の有無又は権利者との関係について調査を行い、記録しておかなければならない。
- 3 土地境界立会確認書への確認を行ったときは、確認を得た権利者名、確認を得られなかったときは、その権利者名及びその未確認理由をそれぞれ記し、確認を得られない権利者については未確認調書を作成し、提出するものとする。
- 4 関係人（隣接者含む）の立会いを実施する場合は、土地境界立会謝金（1人当たり3,000円）を支払うものとする。
- 5 仕様書第55条第1項第3号、第4号の境界杭は、木杭〔プラスチック杭を含む〕（大きさ4.5×4.5×45.0cm）又は金属鉋（頭部径15mm）等のものとする。

(復元測量)

第13条 境界を復元するうえで不動産登記法第14条地図、地籍測量図等に基づき境界杭を復元しなければならないときは、監督職員に協議を行いその指示により実施しなければならない。

(基準点)

第14条 受注者は、仕様書第56条の基準点として、土地の測量面積10,000㎡当たり5点以上使用するよう配慮するものとする。

(補助基準点)

第15条 受注者は、仕様書第58条の補助基準点として、土地の測量面積10,000㎡当たり5点以上設置するものとする。

- 2 設置する基準点の杭は、6.0×6.0×60cmとするものとする。

(用地境界杭仮設置)

第16条 受注者は、仕様書第59条の用地境界仮杭の規格は、プラスチック杭（大きさは7.0×7.0×60.0cm）又は金属鉋（頭部径15mm）等のものとする。

(地積測量図素図等の作成)

第17条 取得する土地の1筆毎に地積測量図素図（特記様式第14号）、地形図（特記様式第14号の2）及び土地調査書（特記様式第14号の3）を作成するものとする。

- 2 使用する用紙の規格及び求積表の位置等は、監督職員の指示によるものとする。

(用地実測図原図及び用地平面図の作成)

第18条 用地実測図原図及び用地平面図の規格は、ポリエステルシートA-300とする。

- 2 用地実測図原図に記入する地積計算表の面積は、小数点以下第2位（第3位切捨て）までとする。
- 3 用地平面図には、建物及び工作物を記入するものとする。
- 4 用地実測図原図及び用地平面図表示記号における木造、非木造の線色については、紫とする。

(建築時期等)

第19条 受注者は、仕様書第73条から第75条の建物等の建築時期の調査に当たっては、登記事項証明書、建築確認書、工事請負契約書、建物所有者等からの聴取の順に行うものとし、建物調査表の備考欄にはその確認方法を記入し、工事内訳明細書総括表の備考欄には建築時期及びその確認方法を記入

するものとする。

なお、経過年数で1年未満の端数がある場合は、6箇月未満の場合は切り捨て、6箇月以上の場合は1年とし、判定時期については成果物の提出日とする。ただし、監督職員より指示がある場合には、監督職員の指示する日とする。

(石綿に関する調査等)

第20条 受注者は、建物等の石綿の使用の調査及び石綿の撤去処分に要する費用の補償額の算定を行うときは、石綿調査算定要領（平成24年3月22日中央用地対策連絡会理事会申し合わせ）により行うものとする。

(立竹木の調査)

第21条 受注者は、仕様書第81条の立竹木の調査を行うときは、調査したことを明らかにするために、当該立竹木にテープを巻き付けるなどの表示を行うものとする。

なお、表示方法は、権利者の了解が得られる方法によるものとする。

(建物等の配置図)

第22条 受注者は、仕様書第71条の建物等の配置図の作成に当たっては、同条によるほか、駐車スペースその他必要に応じて一般動産の位置等も記入するものとする。

(見積書)

第23条 受注者は、仕様書第95条から第98条、第100条から第104条及び第110条第2項、第3項の積算を行うにあたり、見積を徴する場合は、機械設備調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第48号土地・建設産業局地価調査課長通知）の別添－2「機械設備工事費算定基準」第3第2項各号に準じて行うものとする。

(補償概算額の積算)

第24条 受注者は、仕様書第93条第2項、第123条及び第128条第2項による補償概算額の積算の方法については、類似建物の推定再建築費、工種別の概略積算又は統計値等により行うことができるものとし、その採用結果（方法）を明らかにするものとする。

(再算定における経過年数の判定時期)

第25条 再算定の経過年数の判定時期は、監督職員の指示によるものとする。

(記録簿の作成)

第26条 受注者は、仕様書第136条の記録簿については、電話又は郵便により説明を行った場合でも作成するものとし、郵便により行った場合は、郵送した文書の写及び返答を記録簿に添付するものとする。

(写真台帳の作成)

第27条 受注者は、仕様書第161条の写真台帳の作成にあたりデジタルカメラを使用する場合には、改ざん防止メディアを使用するものとし、当該メディアを写真台帳とあわせて成果物として納品するものとする。

- 2 用地測量と併せて行う写真撮影は、事業用地をポールやテープ等で用地取得等予定線が判断できるように工夫し、写真にはその線を朱書きで表示するものとする。
- 3 土地評価と併せて行う写真撮影は、原則として同一状況地域、取引事例地（地価公示標準地等を含む。）及び標準地とし、写真には必要に応じてその範囲を朱書きで表示するものとする。

(補償金額算定のための審査)

第28条 受注者は、補償金額の算定を行おうとするときは、各調査表等について監督職員の審査を受け  
たうえて実施するものとする。

(打合せ時期等)

第29条 本業務に関する業務の打合せ時期は、業務着手前、業務中及び成果物納入時とし、業務中の打  
合せ時期については監督職員と協議するものとする。

- 2 業務着手前及び成果物納入時の打合せには、主任担当者及び本業務に従事する者が出席するもの  
とする。
- 3 業務中の打合せには、本業務に従事する者が出席するものとする。

(検証)

第30条 主任担当者は、仕様書第5条第4項の「検証を行った者の資格・氏名」の記載方法は、監督職  
員の指示によるものとする。

(照査)

第31条 受注者は、仕様書第6条第5項の規定による照査の結果を、特記様式第15号により監督職員に  
報告するものとする。

(建物調査のチェックリスト)

第32条 仕様書第73条、第84条、第95条に基づく木造建物の調査・算定に係る成果物については、各棟  
ごとに特記様式第16号木造建物調査算定に係る特記仕様チェックリストを作成し提出するものとし  
る。また、第75条、第86条、第97条に基づく非木造建物の調査・算定に係る成果物については、各棟  
ごとに特記様式第17号非木造建物調査算定に係る特記仕様チェックリストを作成し提出するものとし  
る。

なお、建物調査にかかる照査報告は、当該チェックリストの提出をもって足りるものとする。

(保険加入)

第33条 受注者は、仕様書第34条に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を作業計画  
書に明示すること。ただし、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しな  
ければならない。

(例) 用地調査等業務共通仕様書第34条保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に  
加入しています。

## 第34条 削除

(ウィークリースタンス等の推進)

第35条 本業務は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス  
等の推進を図ることとし、次の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこ  
ととする。

- 一 作業の打合せは、勤務時間内に行う。
- 二 作業内容に見合った作業時間を確保する。
- 三 休日明け日（月曜日など）を作業依頼の期限日としない。（マンデー・ノーピリオド）また、翌  
日が期限日の依頼をしない。
- 四 休前日（金曜日など）に新たな作業の依頼をしない。（フライデー・ノーリクエスト）

五 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に作業の依頼をしない。（ウエンズデー・ホーム、イブニング・ノーリクエスト、オーバーファイブ・ノーリクエスト）

（共通特記仕様書の様式）

第36条 仕様書様式のうち次表左欄に記載された様式については、次表右欄の共通特記仕様書様式により処理するものとする。なお、様式第86号のうち「国土交通省」を「山形県農林水産部」に、「国」を「山形県知事」と置き換え、様式第100号から様式第103号までのうち「国土交通省」を「山形県農林水産部」に置き換えるものとする。なお、様式第100号から様式第103号までのうち、起業者、上記代理人の記載方法は監督職員の指示によるものとする。

用地調査等業務共通仕様書別記様式		用地調査等業務共通特記仕様書様式	
番号	名 称	番号	名 称
7-2	土地調査表	特 1	用地調査票
		特 2	法人調書
13	土地境界立会確認書	特 3	土地境界確認証明
—	—	特 4	地積計算表
93	補償金総括表	特 5	用地費及び補償費内訳表（総括表）
		特 6	用地費補償費個人別調書
94	土地所有権の補償に関する内訳表	特 7	土地買収費明細表
95	土地に関する所有権以外の権利の補償に関する内訳表		
96	土地に関する権利以外の補償に関する内訳表	特 8	物件移転補償費及びその他補償等明細表
110	土地調書	特 9	土地確認調書
111	物件調書	特 10	物件確認調書
—	—	特 11	再委託等（変更）申請書
—	—	特 12	再委託等（変更）承諾書
—	—	特 13	業務従事者通知書
—	—	特 14	地積測量図素図
—	—	特 14 の 2	地形図
—	—	特 14 の 3	土地調査書
—	—	特 15	照査報告書
—	—	特 16	特記仕様チェックリスト（木造）
—	—	特 17	特記仕様チェックリスト（非木造）

特16及び特17の年利率については、監督職員の指示により従前の年利率に基づき補償金を算定する場がある。

字限図等の種類及び番号	§ 29図 マイラー図折図	用地調査票										調査年月日	年 月 日						
土地の登記記録表題部 (最終支号～)		土地の登記記録甲区欄		住民登録	契約年月日	年 月 日					登記年月日	年 月 日							
市 郡		登記年月日	・ ・		取得分の分筆関係														
町 村		登記原因	・ ・		分筆前の土地					分筆後の土地									
大字(丁目)		市 郡			土地地番														
字		町 村			地 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					
地 番		大字(丁目)			取得地・														
地 目		字			残地の別														
地 積	m <sup>2</sup>	番 地			所有権以外の権利、処分制限、その他登記されない権利関係														
旧尺貫法の面積	町反畝歩	氏 名			担保物権	種 類	設定年月日	受付番号	債 権 額	共担目録	債権者住所氏名								
換算面積	m <sup>2</sup>	現 有	生年月日	M・T・S 年 月 日生		抵当権													
現 況	地目 地積	所 有	住 所																
取得面積	m <sup>2</sup>	氏 名																	
備 考		相続の種類	家督相続 新法相続(改正前) 遺産相続(旧) 新法相続(改正後)		用分 益制 物限 権そ の 処他	種 類	内 容	期 限	権 利 者 住 所 氏 名										
		登記記録と住民登録との不符号の原因事項				借地権													
					図 面 嘱 託 書														
地形図	実測図		分筆	地積更正	分筆	地積更正	住所変更更正	氏名変更更正	相 続	所有権保存	所有権移転	河川区域所属	地目変更( )						
												見出簿番号							

裏面

被 相 続 人		相 続 人					摘 要
氏 名	死亡年月日	被相続人 との続柄	現 住 所 本 籍	氏 名	生年月日	死亡年月日	
備 考							



## 土地境界確認証明

								氏 名	私 共 所 有 地 の 土 地 境 界 に つ き、 本 図 の と お り 異 議 あ り ま せ ん。
								印	

(注) 実測図の余白の都合により、形状寸法は適宜変更してもさしつかえないものとする。



特記様式第5号

## 用地費及び補償費内訳表（総括表）

事業名

細目	区分	数量		土地代金		土地に係る所有権 以外の補償金		合計金額	備考
		筆数	地籍	単価	金額	単価	金額		
用地費	宅地								
	宅地								
	宅地								
	宅地見込地 ( )								
	宅地見込地 ( )								
	宅地見込地 ( )								
	田								
	田								
	畑								
	畑								
	山林								
	その他								
	計								
補償費	区分	数量	単位	金額	備考				
	建物移転		棟	円					
	建物に付属する工作物								
	上記以外の工作物								
	立竹木移転								
	営業補償								
	農業補償								
	動産移転料								
	仮住居								
	移転雑費								
	残地								
	その他								
	計								
補償工事費									
用地費及び補償費合計									
使用料及び賃借料									

特記様式第 6 号

## 用地費補償費個人別調書

住 所		氏 名	
-----	--	-----	--

用 地 費 内 訳								
市町村	大字	字	地 番	公簿地目	評価地目	面 積 m <sup>2</sup>	単価/m <sup>2</sup>	金 額 (円)
用 地 費 計								

補 償 費 内 訳							
物件 移 転 料	項 目		金 額 (円)	損 失 補 償 金	項 目		金 額 (円)
	建物移転料	棟			動産移転料		
	工作物移転料				仮住居		
	立木移転料				移転雑費		
					営業補償		
	小 計				小 計		
補 償 費 計							

用 地 費			補 償 費		
前 金 払			前 金 払		
完 了 払			完 了 払		
用 地 費 補 償 費 合 計					







## 物 件 確 認 調 書

山形県（山形県知事）が施行する 工事のため移転を  
要する物件について調査したところ、下記のとおりであったので、この調書を作成する。

年 月 日

住所  
受注者 氏名  
調査者 氏名

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

住所  
物件所有者 氏名

所有権以外  
の権利者等 住所  
関係人 氏名

住所  
立会人 氏名

記（建物・設備・附帯工作物の場合）

大字	字	市 郡 地番	町 村 番号	物件の 種類	形状寸法 構造等	数量	(建築) 設置 年月日	物件に関する所有権 以外の権利		土地所有者 氏名 摘要
								種類	氏名	

(注) 権利の存続期間、賃借権等は摘要欄に記入すること。

(注) 所有権以外の権利者等欄および立会人欄は、不用な場合適宜削除して使用できる。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦書とするが、A列4判横書も可とする。

記（立竹木・収穫樹の場合）

市 町  
郡 村

大字	字	地番	番号	立竹木・ 収穫樹の 種類	品 種	数 量	樹 齡 又 は 植栽年月	土地所有者 氏 名 摘 要

（注）所有権以外の権利者等欄および立会人欄は、不用な場合適宜削除して使用できる。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦書とするが、A列4判横書も可とする。

年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

受注者 住 所  
氏 名

再委託等（変更）申請書

年 月 日付けの「 業務委託」（契約金額 □□□□  
円、税込み）に関して、下記のとおり再委託等の申請をします。

記

1. 再委託等（変更）の承諾を申請する業務及びその範囲等

別添「履行体制報告書」のとおり（別添様式により履行体制を報告すること）

2. 再委託等（変更）をする理由・必要性（具体的に記載すること）

3. 再委託等（変更）の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（税込み総額）

4. その他特記事項

履行体制報告書

年 月 日

1) 受注者 ○○○○株式会社

2) 再委託先 ○○○○株式会社

住所

電話番号

代表者氏名

担当業務内容、範囲

(備 考) 本様式は、適宜修正して差し支えないが、次の項目は必須事項とする。

①再委託等の相手方の住所、電話番号

②代表者氏名

③再委託等を行う業務の内容、範囲

○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○

### 再委託等（変更）承諾書

年 月 日付けで申請のあった上記については承諾したので通知する。  
なお、承諾内容等に変更等の生じる場合は、あらかじめ協議すること。  
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ①受注者は、再委託等の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ②受注者は、再委託等業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるよう徹底すること。
- ③受注者は、発注者から求められた場合、②の書類の写しを提出すること。

山形県知事 殿

受注者 住所

氏名

業 務 従 事 者 通 知 書

業務の名称 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで契約締結した上記業務の業務従事者を下記の者に定めましたので、別紙業務従事者経歴書を添えて通知します。

記

業務従事者（〇〇部門） 担当技術者〇〇〇〇 外〇名 別紙一覧表のとおり

業務従事者（△△部門） 担当技術者△△△△ 外△名 別紙一覧表のとおり

業務従事者（□□部門） 担当技術者□□□□ 外□名 別紙一覧表のとおり

（注）別紙一覧表（任意様式）には担当技術者も含め、登録部門毎に記載する。

別 紙

業務従事者経歴書

1 氏名及び生年月日

2 現 住 所

3 最 終 学 歴 年 月 日 卒業

4 法令による免許等 年 月 日 取得  
〔以下列記〕

5 職 歴 年 月 日  
〔以下列記〕

6 賞 罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

(注) 職歴については、担当した業務経歴を記入する。

地積測量図

地番

土地の所在

作製者

( 年 月 日作製)

嘱託者

縮尺

1 /

# 地 形 図

土地の所在

縮 尺 1/

土地調査書						年 月 日作成
① 登記の目的 <input type="checkbox"/> 表題 <input type="checkbox"/> 分筆 <input type="checkbox"/> 合筆 <input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更正 <input type="checkbox"/> 訂正						
② 登記簿調査	所在	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村				
		大字 字				
	地番	番	番	番	番	番
	甲区	仮登記 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ( )	仮登記 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ( )	仮登記 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ( )	仮登記 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ( )	仮登記 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ( )
乙区	抵当権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 共担 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ( )	抵当権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 共担 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ( )	抵当権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 共担 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ( )	抵当権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 共担 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ( )	抵当権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 共担 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③ 所在地番形状の調査	(資料)	<input type="checkbox"/> 登記簿 <input type="checkbox"/> 法第14条第1項地図 <input type="checkbox"/> 準地図 <input type="checkbox"/> 地積測量図 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	(現地)	<input type="checkbox"/> 申請人の説明 <input type="checkbox"/> 立会人の説明 <input type="checkbox"/> 隣接地等周囲の状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
④ 申請資格の調査	<input type="checkbox"/> 埋立竣工認可書 <input type="checkbox"/> 官公署の証明書 <input type="checkbox"/> 売払証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	<input type="checkbox"/> 登記簿 <input type="checkbox"/> 代理権限証書 <input type="checkbox"/> 相続関係書類 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
⑤ 現況及び利用状況等の調査	宅地	<input type="checkbox"/> 1. 建物がある場合 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
		<input type="checkbox"/> 2. 建物がない場合 <input type="checkbox"/> 宅地造成地で道路工事完了 <input type="checkbox"/> 側溝工事完了 <input type="checkbox"/> 擁壁工事完了				
		<input type="checkbox"/> 基礎工事完了 <input type="checkbox"/> 上下水道工事完了 <input type="checkbox"/> 電気工事完了				
		<input type="checkbox"/> ガス工事完了 <input type="checkbox"/> 建築確認済 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
		<input type="checkbox"/> 3. 周囲の状況 <input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 村落地 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	農地	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> 陸稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 蔬菜 <input type="checkbox"/> 草花				
		<input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 茶園 <input type="checkbox"/> 桑園 <input type="checkbox"/> 牧草 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	山林	<input type="checkbox"/> 松 <input type="checkbox"/> 杉 <input type="checkbox"/> 桧 <input type="checkbox"/> 竹 <input type="checkbox"/> 雑木 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
原野	<input type="checkbox"/> 雑草類 <input type="checkbox"/> 灌木類 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
雑種地	<input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 鉄塔敷 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	<input type="checkbox"/> 上記以外の土地の状況 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
⑥ 周囲の状況等の調査	北側	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	東側	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	南側	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	西側	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
⑦ 筆界調査の方法	筆界調査の方法	<input type="checkbox"/> 法第14条地図 <input type="checkbox"/> 附属地図 <input type="checkbox"/> 地積測量図 <input type="checkbox"/> 公有地境界査定図 <input type="checkbox"/> 測量成果図				
		<input type="checkbox"/> 区画整理等の確定図 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
		<input type="checkbox"/> 申請人・立会人の指示 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	筆界標等の種類( )内は数量	<input type="checkbox"/> コンクリート杭 ( ) <input type="checkbox"/> 石杭 ( ) <input type="checkbox"/> 金属杭 ( ) <input type="checkbox"/> 金属標 ( ) <input type="checkbox"/> 鋸 ( ) <input type="checkbox"/> 刻印 ( )				
		<input type="checkbox"/> プラスチック杭 ( ) <input type="checkbox"/> 木杭 ( ) <input type="checkbox"/> 境樹 ( ) <input type="checkbox"/> 塀 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック ( ) <input type="checkbox"/> コンクリート基礎 ( ) <input type="checkbox"/> コンクリート擁壁 ( ) <input type="checkbox"/> 側溝 ( )					
	<input type="checkbox"/> 既設の工作物 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
与点の種別	<input type="checkbox"/> 図根点 ( ) <input type="checkbox"/> 三角点 ( ) <input type="checkbox"/> 多角点 ( ) <input type="checkbox"/> 水準点 ( ) <input type="checkbox"/> 電子基準点 ( )					
	<input type="checkbox"/> その他 ( )					
恒久地物の種別	<input type="checkbox"/> 鉄橋 <input type="checkbox"/> 鉄塔 <input type="checkbox"/> ガスタンク <input type="checkbox"/> ビルディング <input type="checkbox"/> 記念碑 <input type="checkbox"/> 石段 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> その他 ( )					
⑧ 地域区分	<input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 準市街地 <input type="checkbox"/> 村落地 <input type="checkbox"/> 農耕地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野					
⑨ 精度区分	<input type="checkbox"/> 甲1 <input type="checkbox"/> 甲2 <input type="checkbox"/> 甲3 <input type="checkbox"/> 乙1 <input type="checkbox"/> 乙2 <input type="checkbox"/> 乙3					
⑩ 測量・求積の方法	測量の方法	<input type="checkbox"/> GPS測量 <input type="checkbox"/> トランシット測量		求積の方法		座標系
		<input type="checkbox"/> コンパス測量		<input type="checkbox"/> 座標法 <input type="checkbox"/> 座標を三斜に換算		<input type="checkbox"/> 世界測地系
		<input type="checkbox"/> テープ測量 <input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 三斜法 <input type="checkbox"/> 三辺法		<input type="checkbox"/> 旧測地系
			<input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 任意	

⑪ 新設の筆界標の種別 ( )内は数量	<input type="checkbox"/> コンクリート杭 ( ) <input type="checkbox"/> 石杭 ( ) <input type="checkbox"/> 金属杭 ( ) <input type="checkbox"/> 金属標 ( ) <input type="checkbox"/> 鋸 ( )					
	<input type="checkbox"/> プラスチック杭 ( ) <input type="checkbox"/> 刻印 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
⑫ 登記原因・日付の調査	<input type="checkbox"/> 申請人の説明 <input type="checkbox"/> 立会人の説明 <input type="checkbox"/> 官公署の説明 <input type="checkbox"/> 工事人の説明 <input type="checkbox"/> 建物登記簿 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	により <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 不詳 年 月 日 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 錯誤 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
⑬ 官公署の許可等	<input type="checkbox"/> 農地法第 条 <input type="checkbox"/> 許可書 <input type="checkbox"/> 届出受理通知書 <input type="checkbox"/> 農地法適用外証明書 <input type="checkbox"/> 転用の事実を示す書面 <input type="checkbox"/> 建築確認済証, 検査済証 <input type="checkbox"/> 宅地造成等規制法第12条第2項の検査済証 <input type="checkbox"/> 都市計画法第29条許可指令書 <input type="checkbox"/> 都市計画法36条2項の検査済証 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行細則第20条道路基準適合証 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	⑭ 地図又は地積測量図等の訂正理由 <input type="checkbox"/> 方位の誤り <input type="checkbox"/> 計算の誤り <input type="checkbox"/> 所在地番の誤り <input type="checkbox"/> 筆界線の誤り <input type="checkbox"/> その他					
⑮ 立会人及び資格確認方法	<input type="checkbox"/> 立会人証明書 <input type="checkbox"/> 筆界確認証明書					
	地番		立会人氏名		資格確認方法	
	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 所有者の家族				① 身分証明書 ② 免許証 ③ 書類・印鑑收受 ④ 委任状 ⑤ 事務所来訪 ⑥ 自宅訪問 ⑦ 面識あり ⑧ 名刺交換 ⑨ 口頭確認 ⑩ 所有者の紹介 ⑪ 自己紹介 ⑫ 電話による確認 ⑬ その他 ( )	
	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 隣地所有者					
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣地所有者					
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣地所有者					
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣地所有者					
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣地所有者					
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣地所有者					
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣地所有者					
<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣地所有者						
<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣地所有者						
⑯ 参考事項						
	上記のとおり、 年 月 日実施調査した。					

発注者 総合支庁  
監督職員 殿

受注者  
氏名または名称  
照査技術者

## 照 査 報 告 書

年 月 日に契約した〇〇用地調査等委託業務について、年 月 日に照査したところ、結果は下記のとおりでしたので報告します。

### 記

1 用地調査について

2 物件調査について

3 積算（移転工法の検討も含む）について

- ・
- ・
- ・

※項目については委託業務の内容により適宜変更すること、また、点検表等を添付することにより照査内容が分かるようにすること。

# 木造建物調査算定に係る特記仕様チェックリスト

(各棟毎に作成のこと)

所属・検収者職氏名	* 検収後に記載						
所属・担当者職氏名(必須)							
受託者名・担当者職氏名(必須)							
〃 照査技術者職氏名(必須)							
建物名称・所在							
所有者氏名(名称)・住所							
従前敷地状況	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地		敷地面積	m <sup>2</sup>	取得面積	m <sup>2</sup>	
	用途地域		建ぺい率	%	容積率	%	
現在の建物利用状況	<input type="checkbox"/> 居住・使用 <input type="checkbox"/> 不使用		再築(機能回復)の必要性		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
認定移転先地・理由(根拠)	<input type="checkbox"/> 残地 <input type="checkbox"/> 構外	根拠					
認定移転工法・理由(根拠)			根拠				
法令改善の必要性	<input type="checkbox"/> あり( ) <input type="checkbox"/> なし						
建物構造・用途	木造 建て 用途区分						
延床面積・建築面積(従前建物)	1階	2階	3階	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>	建築面積 m <sup>2</sup>
延床面積・建築面積(照応建物)	1階	2階	3階	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>	建築面積 m <sup>2</sup>
補償金算定時点	令和	年	月	時点	適用単価	令和	年度単価(補償率: 年度)
認定等級・標準耐用年数	等級	年	認定の根拠となる資料(主要構造部の写真等)の添付				<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
建築年月日	令和	年	月	<input type="checkbox"/> 登記情報 <input type="checkbox"/> 所有者聞き取り			
経過年数・再築補償率	年経過( 年 月経過)			※6ヵ月未満切捨て		再築補償率	
既存図等の有無	<input type="checkbox"/> 建築確認申請通知書の設計図 <input type="checkbox"/> 請負契約書の添付設計図 <input type="checkbox"/> 完成時の竣工図 <input type="checkbox"/> なし						
◎仮設工事費	規模補正〔 〕 形状補正〔 〕 防災シートの有無〔 〕						
◎基礎工事費	<input type="checkbox"/> 布基礎タイプ( ) <input type="checkbox"/> 独立基礎タイプ( )						
	<input type="checkbox"/> ベタ基礎 底厚( )mm、立上高( )mm、幅( )mm						
	<input type="checkbox"/> その他( )						
◎軸部工事費	木材費	材種	品等	等級	分布〔 〕	延床区分〔 〕	
		用途別面積			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	労務費	用途別区分〔 〕					
移転工程表の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		仕様書で定める写真の添付		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

※ 本チェックリストは、特に緊急、重点的に行うべき項目を列記したものであり、本来の検収にあたっての検査項目等の省略、簡素化を図るものではないので、留意すること。

別添第1-1表 木造建物標準耐用年数判定表

等級	建物の程度区分	耐用年数	建物の構造	用途及び建物概要
1	応急住宅程度	20年	正規の資材や工法による度合いが少なく、使用目的に最小限対応しうる程度のもの、又は臨時に使用するために建てた建物	物置、車庫、倉庫、野小屋、家畜小屋、工事現場等の建物、労務員宿舎、作業小屋及び上屋、井戸上屋、通路上屋、薪小屋及び下屋等で基礎の設置が行われている建物
2	公営住宅程度	35年	都道府県又は市町村等が住宅困窮者用貸付住宅として建てた程度の建物で低廉な資材により大量に建築されたもの	棟続きか又は一戸建平屋住宅で、居室が2~3部屋程度の小住居であり、便所、浴室、台所等、必要最小限の設備を備えた建物及び上記1等級程度の建物のうち、上位程度にランク付けすることが適当であると判断される建物
3	住宅金融支援機構住宅程度	48年	住宅金融支援機構の融資を受けるにあたり、支援機構が基準としている木造住宅共通仕様書によって建てた程度の建物	主要資材の程度及び構造、仕口等の仕様を定めており、これらに適合する程度の建物及び上記2等級程度のうち、上位程度にランク付けすることが適当であると判断される建物
4	上等の一般建築	60年	規模、内外装材、外観等が上記公庫住宅を上まわるもので、いわゆる注文住宅は、この区分にすることができるものとする。	一般的個人住宅のうち、公庫住宅よりも上位にあると考えられる建物及び支援機構の融資を受けた建物であっても、木造住宅共通仕様書に示す諸材料を上まわるものであれば、この程度区分に従うことができる。
5	極上等の建築	70年	高級な住宅であるとともに、その一部に特殊な構造、様式等を用いたもの	諸材料等の大きさが通常使用している程度を著しく超えるもの、又は洋風建築、数寄屋建築及び古来の民家建築等の様式を部分的に取り入れた建物

(東北地区用地対策連絡会「建物等移転料算定実施要領」第7条別添第1-1表)

規模補正率表(延床面積区分)

区分	I	II	III	IV	V	VI	VII
延床面積		50㎡以上	70㎡以上	100㎡以上	130㎡以上	180㎡以上	250㎡以上
	50㎡未満	70㎡未満	100㎡未満	130㎡未満	180㎡未満	250㎡未満	
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

建物形状補正率表

建物の形状	I	II	III
判断基準	外壁面が6面以下の建物	7面以上の建物	外壁面が11面以上の建物
補正率	1.00	1.10	1.20

布基礎等判断基準表

略記号	CF01	CF02	CF03	CF04	CF05	CF06	CF11	CF12	CF13	CF14	CF15	CF16	CF21	CF22	CF23	CF24	CF25	CF26	
鉄筋	D10	D10	D10	D10	無筋	無筋	D10・13						D10	D10	D10	D10	D10	D10	D10
立上厚	B1	150	150	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	150	150	150	150	150	150
底盤幅	B2	450	450	400	360	400	-	450	450	450	450	450	500	500	500	600	600	600	
立上高	A1	450	300	300	240	300	240	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	
立上根入	A2	300	200	200	120	180	120	450	650	850	1050	1250	1450	450	650	850	1050	1250	1450
底盤厚	A3	150	150	120	120	120	-	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
根入深	A4	(450)	(350)	(320)	(240)	(300)	(120)	(600)	(800)	(1000)	(1200)	(1400)	(1600)	(600)	(800)	(1000)	(1200)	(1400)	(1600)

木材判断基準表（東北）

等級	判断基準〔主たる居室(部屋)の柱〕
1	主としてヒノキ(青森ヒバ)の無筋及び上小節、スギの無筋、又はこれらと同等なものが使用されているもの
2	主としてヒノキ(青森ヒバ)の小節、米ヒバの上小節、スギの上小節、又はこれらと同等なものが使用されているもの
3	主として米梅の無筋、ヒノキ(青森ヒバ)の1等、米ヒバの1等、又はこれらと同等なものが使用されているもの
4	主として米梅の上小節、ヒノキ(青森ヒバ)の2等、スギの1等、又はこれらと同等なものが使用されているもの
5	主として米梅の1等、スギの2等、又はこれらと同等なものが使用されているもの

※同一等級内の分布タイプ〔A〕、〔B〕及び〔C〕の判断基準は、次によって行うものとする。

分布タイプ	適用区分
〔A〕	木材判断基準表で判定した等級の柱を使用した部屋が大部分を占める建物
〔B〕	A、C以外の建物
〔C〕	木材判断基準表で判定した等級の柱を使用した部屋が一部しかない建物

労務費の用途別区分表

区分	専用住宅・共同住宅	店舗・事務所	工場・倉庫
〔Ⅰ〕	木材品等の1又は2等級を使用し柱に背割り、面取り等が施されており、かつ構造及び屋根の形状(入母屋)が複雑であり、内部造作等(欄間、付鴨居、額縁、長押等)の仕上げも含めて全体的に極めて丁寧に施工されている建物	建物外部の形状及び内部の間取り等が複雑であり、また細かく区分されており、かつ、床、内壁、天井等についても複雑な構造であり、全体的に極めて丁寧に施工されている建物	建物外部の形状は複雑であるが、内部の間取り等は多くなく、床、内壁、天井等が施工されている建物
〔Ⅱ〕	木材品等の2又は3等級を使用しており、区分ⅠとⅢの中間に該当する建物	区分ⅠとⅢの中間に該当する建物	区分ⅠとⅢの中間に該当する建物
〔Ⅲ〕	木材品等の2、3又は4等級を使用されており、次の事項に該当する建物 ① 建物外部の形状が6面以内で、比較的整形に近い建物 ② 屋根の形状が切り妻、寄せ棟等で一般的なものの ③ 建物内部の間取り等が6帖又は4.5帖程度であって、住宅としては一般的な間取りであるもの ④ 付鴨居、額縁、長押等が一部の部屋に施工されているもの	建物の平面形状等及び仕上げ等も標準的な店舗・事務所 ① 建物外部の形状が6面以内で、比較的整形に近い建物 ② 屋根の形状が切り妻、寄せ棟等で一般的なものの ③ 内部の間取りが比較的大きなもの ④ 床、内壁、天井等の仕上げが一般的なものの ⑤ 全体的な施工の丁寧さが通常であるもの	建物の平面形状等及び仕上げ等も標準的な工場・倉庫 ① 建物外部の形状が6面以内で、比較的整形に近い建物 ② 屋根の形状が切り妻、寄せ棟等で一般的なものの ③ 内部の間取りが比較的大きなもの ④ 床、内壁、天井等の仕上げが一般的なものの ⑤ 全体的な施工の丁寧さが通常であるもの
〔Ⅳ〕	木材品等の3、4又は5等級が使用されており、区分ⅢとⅤの中間に該当する建物	区分ⅢとⅤの中間に該当する建物	区分ⅢとⅤの中間に該当する建物
〔Ⅴ〕	木材品等の4又は5等級が使用されており、建物外部の形状が整形で、かつ、内部の間取りが極めて単純な建物 【参考】建物延床面積70㎡程度の貸家又は2DK程度の部屋が連続する共同住宅等	床、内壁、間仕切り壁、天井等のいずれも施工されていない建物 【参考】上記の各部位については、借家人等により施工されている場合	床、内壁、間仕切り壁、天井等のいずれも施工されていない建物

細則別表 1

木造建物再築補償率表

年度 (R7)  
年利率 0.7% ※

等級	経過耐用	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1	20年	1.000	0.965	0.929	0.893	0.857	0.820	0.782	0.744	0.706	0.667	0.645	0.623	0.601	0.578	0.556	0.533	0.510	0.487
2	35年	1.000	0.982	0.964	0.945	0.926	0.907	0.888	0.868	0.849	0.828	0.808	0.787	0.766	0.745	0.724	0.702	0.680	0.657
3	48年	1.000	0.988	0.976	0.963	0.951	0.938	0.925	0.912	0.899	0.886	0.872	0.858	0.844	0.830	0.816	0.801	0.787	0.772
4	60年	1.000	0.991	0.982	0.973	0.964	0.955	0.945	0.936	0.926	0.916	0.906	0.896	0.886	0.875	0.865	0.854	0.843	0.832
5	70年	1.000	0.993	0.986	0.979	0.971	0.964	0.956	0.948	0.941	0.933	0.925	0.917	0.908	0.900	0.892	0.883	0.875	0.866

等級	経過耐用	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
1	20年	0.464	0.440	0.417	0.395	0.374	0.353	0.333											
2	35年	0.645	0.633	0.621	0.609	0.597	0.585	0.572	0.560	0.547	0.534	0.521	0.508	0.495	0.482	0.469	0.456	0.442	0.429
3	48年	0.757	0.741	0.726	0.710	0.694	0.678	0.669	0.661	0.652	0.643	0.634	0.625	0.616	0.606	0.597	0.588	0.578	0.569
4	60年	0.821	0.810	0.798	0.787	0.775	0.763	0.751	0.739	0.727	0.714	0.701	0.689	0.682	0.675	0.668	0.661	0.653	0.646
5	70年	0.857	0.848	0.839	0.829	0.820	0.811	0.801	0.791	0.781	0.771	0.761	0.751	0.741	0.730	0.719	0.709	0.698	0.692

等級	経過耐用	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
2	35年	0.417	0.405	0.393	0.381	0.370	0.358	0.347											
3	48年	0.559	0.550	0.540	0.530	0.520	0.511	0.501	0.490	0.480	0.470	0.460	0.449	0.439	0.430	0.423	0.415	0.408	0.400
4	60年	0.639	0.632	0.624	0.617	0.610	0.602	0.595	0.587	0.579	0.571	0.564	0.556	0.548	0.540	0.532	0.524	0.516	0.507
5	70年	0.686	0.680	0.674	0.668	0.662	0.656	0.649	0.643	0.637	0.631	0.624	0.618	0.611	0.605	0.598	0.591	0.585	0.578

等級	経過耐用	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
3	48年	0.393	0.385	0.378	0.371	0.364													
4	60年	0.499	0.491	0.482	0.474	0.465	0.457	0.448	0.441	0.435	0.428	0.421	0.415	0.408	0.402	0.395	0.389	0.382	0.376
5	70年	0.571	0.564	0.558	0.551	0.544	0.537	0.530	0.522	0.515	0.508	0.501	0.493	0.486	0.479	0.471	0.463	0.456	0.450

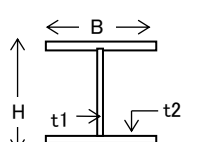
等級	経過耐用	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84
4	60年	0.369												
5	70年	0.444	0.439	0.433	0.427	0.422	0.416	0.411	0.405	0.400	0.394	0.389	0.383	0.378

□は、標準耐用年数近似期。

※算定年度の「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第42に定める年利率」により算定

# 非木造建物調査算定に係る特記仕様チェックリスト

(各棟毎に作成のこと)

所属・検収者職氏名	*検収後に記載							
所属・担当者職氏名(必須)								
受託者名・担当者職氏名(必須)								
〃 照査技術者職氏名(必須)								
建物名称・所在								
所有者氏名(名称)・住所								
従前敷地状況	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借地		敷地面積	m <sup>2</sup>	取得面積	m <sup>2</sup>		
	用途地域		建ぺい率	%	容積率	%		
現在の建物利用状況	<input type="checkbox"/> 居住・使用 <input type="checkbox"/> 不使用		再築(機能回復)の必要性		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
認定移転先地・根拠	<input type="checkbox"/> 残地 <input type="checkbox"/> 構外	根拠						
認定移転工法・根拠		根拠						
法令改善の必要性	<input type="checkbox"/> あり( ) <input type="checkbox"/> なし							
建物構造・用途	造り 建て 用途							
延床面積・建築面積(従前建物)	延床面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>				
延床面積・建築面積(照応建物)※	延床面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>				
補償金算定時点	令和	年	月	時点	適用単価	令和	年度単価(補償率: )	年度)
認定等級・標準耐用年数	等級	年	根拠となる資料(主要構造部の写真等)の添付				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
建築年月日	令和	年	月	<input type="checkbox"/> 登記情報 <input type="checkbox"/> 所有者聞き取り				
経過年数・再築補償率	年経過( )	年	月経過)※6ヵ月未満切捨て	再築補償率				
既存図等の有無	<input type="checkbox"/> 建築確認申請通知書の設計図 <input type="checkbox"/> 請負契約書の添付設計図 <input type="checkbox"/> 完成時の竣工図 <input type="checkbox"/> 無							
◎基礎の種類	<input type="checkbox"/> 独立基礎 <input type="checkbox"/> 布基礎							
◎地中梁・地中杭の有無	地中梁 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 地中杭 <input type="checkbox"/> 有(補償 <input type="checkbox"/> 有) <input type="checkbox"/> 無							
◎RC造りの場合	構造	<input type="checkbox"/> 一般ラーメン構造 <input type="checkbox"/> ラーメン構造打ち放し <input type="checkbox"/> 壁構造 <input type="checkbox"/> 壁構造打ち放し						
	(打ち放しの場合)	仕上げの有無・種類 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )						
◎鉄骨造りの場合	構造	<input type="checkbox"/> H形鋼主体 <input type="checkbox"/> ビルドH鋼主体(判定フローへ) <input type="checkbox"/> 角型(コラム)鋼主体 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨主体						
	重量	t (当該補償契約に係る一発注総量) t)						
 寸法・部位	高さ(H)	幅(B)	ウェブ肉厚(t1)	フランジ肉厚(t2)				
	(H)	mm × (B)	mm × (t1)	mm × (t2)	mm			
	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁( <input type="checkbox"/> 床梁 <input type="checkbox"/> 屋根梁) <input type="checkbox"/> その他( )							
◎別紙「H形鋼JIS規格寸法表」に該当 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
移転工程表の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ◎仕様書で定める写真の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							

基礎伏図  
要チェック図面・積算部分  
柱・梁・床伏図  
細目基礎く体  
細目型枠鉄筋  
細目上部く体鉄骨

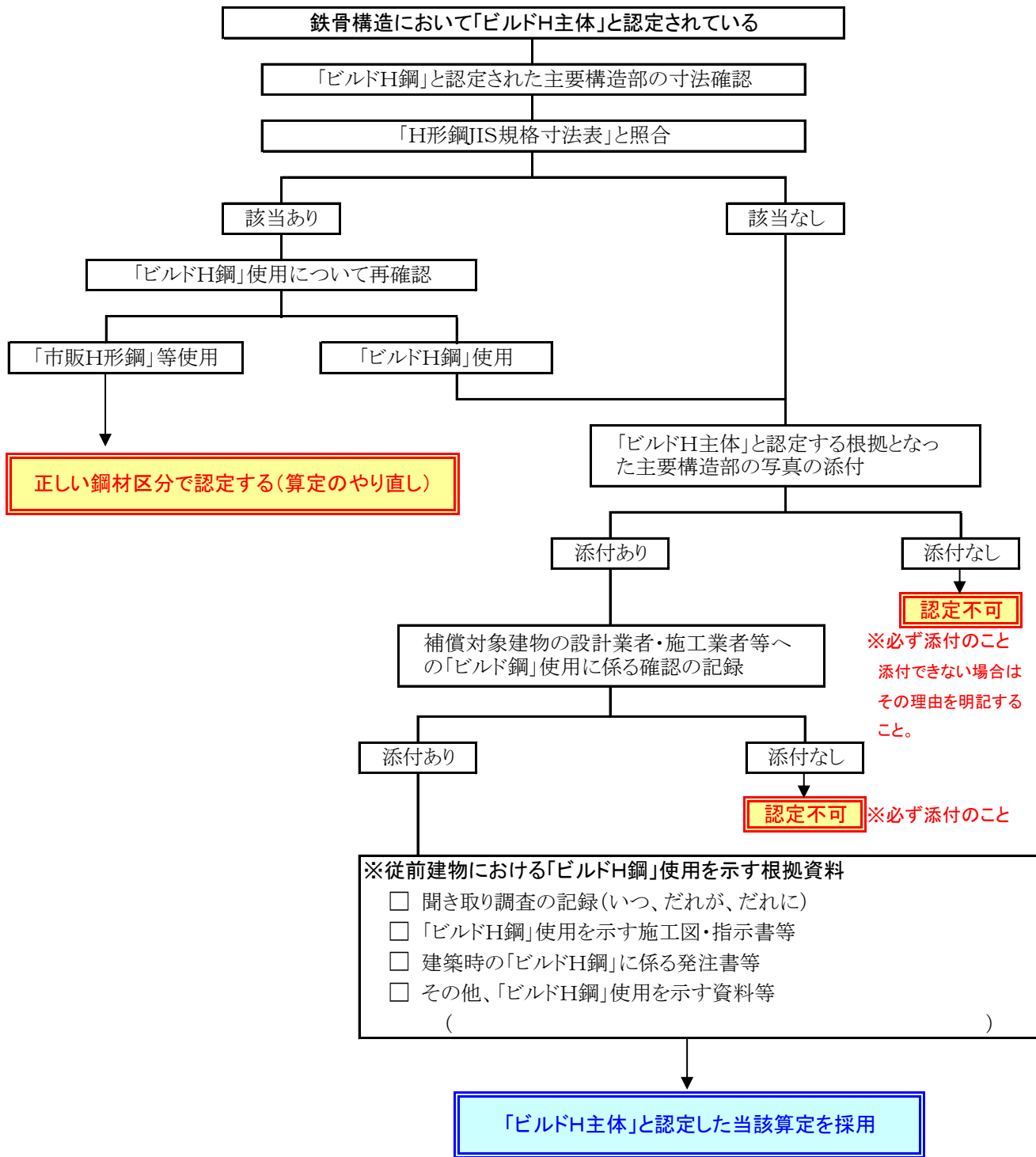
※ 本チェックリストは、特に緊急、重点的に行うべき項目を列記したものであり、本来の検収にあたっての検査項目等の省略、簡素化を図るものではないので、留意すること。

別添第1-2表 非木造建物標準耐用年数判定表

建物の用途	鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造(肉厚9mm以上、主としてH型構造)	れんが造・コンクリートブロック造・石造	鉄骨造(肉厚9mm~4mm)	鉄骨造(肉厚4mm以下)、軽量鉄骨造
工場及び倉庫(塩素・塩酸・硝酸等の腐食性を有する液体又は気体を使用しているもの)	3等級 40年	3等級 40年	2等級 35年	2等級 35年	1等級 30年
工場及び倉庫(一般的なもの)・市場・その他これらに類するもの	8等級 65年	7等級 60年	6等級 55年	5等級 50年	4等級 45年
旅館・ホテル・百貨店・劇場・飲食店・その他これらに類するもの	10等級 80年	9等級 70年	8等級 65年	7等級 60年	5等級 50年
事務所・住宅・アパート・店舗・病院・学校・その他これらに類するもの	11等級 90年	10等級 80年	9等級 70年	7等級 60年	6等級 55年

(東北地区用地対策連絡会「建物等移転料算定実施要領」第7条別添第1-2表)

## 鉄骨区分(「ビルドH主体」)認定に係る判定フロー図



※ ビルドH鋼とは、3枚の鋼板を溶接し、H形鋼としたもの。

市販のH形鋼と比べ高額となるが、寸法や鋼材肉厚の自由度が高く、市販品(規格品)以外の寸法・規格の鉄骨材が必要となる際に使用される。

鉄骨工事補償単価比較(参考: 令和6年度単価)

鋼材費・[材料費のみ]	(肉厚9mm以上・10t未満)	H形鋼主体:	143,900 円/t	→	ビルドH主体:	155,100 円/t
	(コード)		(2250040)			(2250010)
工場加工・組立	(肉厚9mm以上・10t未満)	H形鋼主体:	250,100 円/t	→	ビルドH主体:	430,600 円/t
	(コード)		(2250160)			(2250130)
現場建方	(肉厚9mm以上・10t未満)	H形鋼主体:	69,100 円/t	→	ビルドH主体:	69,100 円/t
	(コード)		(2250280)			(2250250)

なお、市販のH形鋼を溶接・加工した程度では「ビルドH鋼」とは認定できない。

細則別表2

非木造建物再築補償率表

等級	経過 耐用	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	30年	1.000	0.978	0.956	0.934	0.911	0.888	0.865	0.841	0.817	0.793	0.768	0.743	0.718	0.692	0.666	0.640
2	35年	1.000	0.982	0.964	0.945	0.926	0.907	0.888	0.868	0.849	0.828	0.808	0.787	0.766	0.745	0.724	0.702
3	40年	1.000	0.985	0.969	0.954	0.938	0.922	0.905	0.889	0.872	0.855	0.838	0.820	0.803	0.785	0.766	0.748
4	45年	1.000	0.987	0.974	0.960	0.947	0.933	0.919	0.905	0.890	0.876	0.861	0.846	0.831	0.815	0.800	0.784
5	50年	1.000	0.989	0.977	0.965	0.954	0.942	0.929	0.917	0.905	0.892	0.879	0.866	0.853	0.839	0.826	0.812
6	55年	1.000	0.990	0.980	0.970	0.959	0.949	0.938	0.927	0.916	0.905	0.894	0.882	0.871	0.859	0.847	0.835
7	60年	1.000	0.991	0.982	0.973	0.964	0.955	0.945	0.936	0.926	0.916	0.906	0.896	0.886	0.875	0.865	0.854
8	65年	1.000	0.992	0.984	0.976	0.968	0.960	0.951	0.943	0.934	0.925	0.916	0.907	0.898	0.889	0.879	0.870
9	70年	1.000	0.993	0.986	0.979	0.971	0.964	0.956	0.948	0.941	0.933	0.925	0.917	0.908	0.900	0.892	0.883
10	80年	1.000	0.994	0.988	0.982	0.976	0.970	0.964	0.958	0.952	0.945	0.939	0.932	0.925	0.919	0.912	0.905
11	90年	1.000	0.995	0.990	0.985	0.980	0.975	0.970	0.965	0.960	0.955	0.949	0.944	0.938	0.932	0.927	0.921

等級	経過 耐用	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	30年	0.613	0.586	0.559	0.531	0.503	0.474	0.445	0.416	0.386	0.356	0.326	0.295	0.264	0.232	0.200	
2	35年	0.680	0.657	0.635	0.612	0.588	0.565	0.541	0.517	0.492	0.467	0.442	0.416	0.391	0.364	0.338	0.311
3	40年	0.729	0.710	0.691	0.672	0.652	0.632	0.612	0.591	0.571	0.550	0.528	0.507	0.485	0.463	0.440	0.418
4	45年	0.768	0.751	0.735	0.718	0.701	0.684	0.667	0.649	0.631	0.613	0.595	0.577	0.558	0.539	0.520	0.500
5	50年	0.798	0.784	0.770	0.755	0.740	0.726	0.710	0.695	0.680	0.664	0.648	0.632	0.616	0.599	0.583	0.566
6	55年	0.823	0.810	0.798	0.785	0.772	0.759	0.746	0.732	0.719	0.705	0.691	0.677	0.663	0.648	0.633	0.619
7	60年	0.843	0.832	0.821	0.810	0.798	0.787	0.775	0.763	0.751	0.739	0.727	0.714	0.701	0.689	0.676	0.662
8	65年	0.860	0.850	0.840	0.830	0.820	0.810	0.799	0.789	0.778	0.767	0.756	0.745	0.734	0.722	0.711	0.699
9	70年	0.875	0.866	0.857	0.848	0.839	0.829	0.820	0.811	0.801	0.791	0.781	0.771	0.761	0.751	0.741	0.730
10	80年	0.898	0.890	0.883	0.876	0.868	0.861	0.853	0.845	0.838	0.830	0.822	0.813	0.805	0.797	0.788	0.780
11	90年	0.915	0.909	0.903	0.897	0.891	0.885	0.878	0.872	0.865	0.859	0.852	0.845	0.838	0.832	0.825	0.817

等級	経過 耐用	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
2	35年	0.284	0.256	0.228	0.200												
3	40年	0.395	0.371	0.348	0.324	0.300	0.275	0.251	0.225	0.200							
4	45年	0.480	0.460	0.440	0.420	0.399	0.378	0.357	0.335	0.313	0.291	0.269	0.246	0.223	0.200		
5	50年	0.548	0.531	0.513	0.496	0.478	0.459	0.441	0.422	0.403	0.384	0.364	0.345	0.325	0.305	0.284	0.264
6	55年	0.604	0.588	0.573	0.557	0.541	0.525	0.509	0.493	0.476	0.459	0.442	0.425	0.407	0.390	0.372	0.353
7	60年	0.649	0.636	0.622	0.608	0.594	0.580	0.565	0.551	0.536	0.521	0.506	0.491	0.475	0.460	0.444	0.428
8	65年	0.687	0.675	0.663	0.651	0.638	0.625	0.613	0.600	0.586	0.573	0.560	0.546	0.532	0.518	0.504	0.490
9	70年	0.719	0.709	0.698	0.687	0.675	0.664	0.653	0.641	0.629	0.617	0.605	0.593	0.581	0.568	0.555	0.542
10	80年	0.771	0.762	0.753	0.744	0.735	0.726	0.717	0.707	0.697	0.688	0.678	0.668	0.658	0.647	0.637	0.627
11	90年	0.810	0.803	0.796	0.788	0.780	0.773	0.765	0.757	0.749	0.741	0.733	0.725	0.716	0.708	0.699	0.690

等級	経過 耐用	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
5	50年	0.243	0.221	0.200													
6	55年	0.335	0.316	0.298	0.279	0.259	0.240	0.220	0.200								
7	60年	0.411	0.395	0.378	0.361	0.344	0.327	0.310	0.292	0.274	0.256	0.237	0.219	0.200			
8	65年	0.475	0.461	0.446	0.431	0.415	0.400	0.384	0.369	0.353	0.337	0.320	0.304	0.287	0.270	0.253	0.235
9	70年	0.529	0.516	0.503	0.489	0.476	0.462	0.448	0.434	0.420	0.405	0.390	0.376	0.360	0.345	0.330	0.314
10	80年	0.616	0.605	0.594	0.583	0.572	0.561	0.550	0.538	0.526	0.514	0.503	0.490	0.478	0.466	0.453	0.440
11	90年	0.682	0.673	0.664	0.655	0.645	0.636	0.627	0.617	0.607	0.598	0.588	0.578	0.567	0.557	0.547	0.536

等級	経過 耐用	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
8	65年	0.218	0.200														
9	70年	0.299	0.283	0.266	0.250	0.234	0.217	0.200									
10	80年	0.428	0.415	0.401	0.388	0.375	0.361	0.347	0.333	0.319	0.305	0.290	0.276	0.261	0.246	0.231	0.215
11	90年	0.525	0.515	0.504	0.493	0.482	0.470	0.459	0.447	0.436	0.424	0.412	0.400	0.387	0.375	0.362	0.350

等級	経過 耐用	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
10	80年	0.200										
11	90年	0.337	0.324	0.311	0.297	0.284	0.270	0.257	0.243	0.229	0.214	0.200

※

R7	年利率＝	0.7	%
----	------	-----	---

※算定年度の「公共用地の取得に伴う損失補償基準第42に定める年利率」により算定

H形鋼 JIS規格寸法表

H形鋼(JIS G3192)											
標準断面寸法						標準断面寸法					
H×B	t1	t2	R1	断面積	単位重量	H×B	t1	t2	R1	断面積	単位重量
mm	mm	mm	mm	cm <sup>2</sup>	kg/m	mm	mm	mm	mm	cm <sup>2</sup>	kg/m
100×50	5.0	7	8	11.85	9.3	390×300	10.0	16	13	133.20	105.0
100×100	6.0	8	8	21.59	16.9	400×400	13.0	21	22	218.70	172.0
125×60	6.0	8	8	16.69	13.1	414×405	18.0	28	22	295.40	232.0
125×125	6.5	9	8	30.00	23.6	428×407	20.0	35	22	360.70	283.0
150×75	5.0	7	8	17.85	14.0	458×417	30.0	50	22	528.60	415.0
148×100	6.0	9	8	26.35	20.7	498×432	45.0	70	22	770.10	605.0
150×150	7.0	10	8	39.65	31.1	446×199	8.0	12	13	82.97	65.1
175×90	5.0	8	8	22.90	18.0	450×200	9.0	14	13	95.43	74.9
175×175	7.5	11	13	51.43	40.4	440×300	11.0	18	13	153.90	121.0
198×99	4.5	7	8	22.69	17.8	496×199	9.0	14	13	99.29	77.9
200×100	5.5	8	8	26.67	20.9	500×200	10.0	16	13	112.30	88.2
194×150	6.0	9	8	38.11	29.9	482×300	11.0	15	13	141.20	111.0
200×200	8.0	12	13	63.53	49.9	488×300	11.0	18	13	159.20	125.0
248×124	5.0	8	8	31.99	25.1	596×199	10.0	15	13	117.80	92.5
250×125	6.0	9	8	36.97	29.0	600×200	11.0	17	13	131.70	103.0
244×175	7.0	11	13	55.49	43.6	582×300	12.0	17	13	169.20	133.0
250×250	9.0	14	13	91.43	71.8	588×300	12.0	20	13	187.20	147.0
298×149	5.5	8	13	40.80	32.0	594×302	14.0	23	13	217.10	170.0
300×150	6.5	9	13	46.78	36.7	692×300	13.0	20	18	207.50	163.0
294×200	8.0	12	13	71.05	55.8	700×300	13.0	24	18	231.50	182.0
300×300	10.0	15	13	118.50	93.0	792×300	14.0	22	18	239.50	188.0
346×174	6.0	9	13	52.45	42.1	800×300	14.0	26	18	263.50	207.0
350×175	7.0	11	13	62.91	49.4	890×299	15.0	23	18	266.90	210.0
340×250	9.0	14	13	99.53	78.1	900×300	16.0	28	18	305.80	240.0
350×350	12.0	19	13	171.90	135.0	912×302	18.0	34	18	360.10	283.0
396×199	7.0	11	13	71.41	56.1	918×303	19.0	37	18	387.40	304.0
400×200	8.0	13	13	83.37	65.4						

登 記 事 務 委 託 契 約 書			
委託業務の名称			
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
業 務 委 託 料	¥ [ 内 委 託 代 金 ¥ 取 引 に 係 る 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 ¥ ]		
契 約 保 証 金	¥	前 払 金	有 ・ 無
<p>上記の委託業務について、発注者と受注者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>発注者 所在地 山形市松波二丁目8番1号</p> <p style="text-align: right;">氏 名 山形県知事 印</p> <p>受注者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 及び代表者氏名</p>			

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（山形県農林水産部所管の農業農村整備事業等における用地調査等業務共通仕様書、共通特記仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
  - 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の主任担当者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任担当者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
  - 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
  - 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第53条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的合意管轄裁判所とする。

(従事者の管理)

- 第1条の2** 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）の管理について一切の責任を負う。
- 2 受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令を遵守するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
  - 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対して

その修正を請求することができる。

- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

**第3条の2** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
  - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
  - 4 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第47条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
  - 5 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したとき及び山形県財務規則（昭和39年山形県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 6 業務委託料の変更があった場合は、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求ことができ、又は、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

**第5条** 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督職員)

**第6条** 発注者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の主任担当者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の主任担当者との協議

四 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(主任担当者)

**第7条** 受注者は、業務履行の管理を行う主任担当者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

2 主任担当者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任担当者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

**第8条** 受注者は、仕様書等に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する主任担当者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

**第9条** 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(土地等への立入り)

**第10条** 受注者は、用地調査等業務のために第三者が所有する土地、建物等に立ち入る場合においては、仕様書等の定めるところにより、あらかじめ当該土地、建物等の所有者等の承諾を得なければならない。

(主任担当者等に対する措置請求)

**第11条** 発注者は、主任担当者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第5条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

**第12条** 受注者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

**第13条** 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務)

**第14条** 受注者は、業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

**第15条** 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 用地調査等業務共通仕様書、共通特記仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 仕様書等に誤り又は脱漏があること。

三 仕様書等の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は業務に関する指示の変更)

**第16条** 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

**第17条** 第三者の所有する土地、建物等への立入りについて当該土地、建物等の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

**第18条** 受注者は、仕様書等又は業務に関する指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等又は業務に関

する指示の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により仕様書等又は業務に関する指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

**第 18 条の 2** 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、従事者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

**第 19 条** 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮)

**第 20 条** 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

**第 21 条** 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 19 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

**第 22 条** 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

**第 23 条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

**第24条** 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第26条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

**第25条** 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他の発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

**第26条** 成果物の引渡し前に、天災等（仕様書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下本条及び第40条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の

合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（業務委託料の変更に代える仕様書等の変更）

**第27条** 発注者は、第14条から第18条まで、第20条、第23条又は第24条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

**第28条** 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

**第29条** 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わ

なければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

**第30条** 発注者は、第28条第3項若しくは第4項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 発注者は、成果物の点検・調製確認に係る業務の成果部分については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、仕様書等に定める範囲内において、成果物の全部又は一部を使用することができる。
- 3 前2項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

**第31条** 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 前項の前払金の支払の時期は、前項の規定により受注者が請求した日から14日以内とする。
- 3 受注者は、前払金を頭書の業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、修繕費、支払運賃及び保証料として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 4 業務内容の変更その他の事由により委託金額を減額した場合において、受領済の前払金の額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者はその超過額を返還しなければならない。ただし、これを返還することが前払金の使用状況等によりみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して別に定めるものとする。
- 5 前項の場合において、受注者は遅滞なくその旨を保証事業会社に通知し、前払金の保証契約の保証金額を減額したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。この場合において、前払金の保証契約の変更は、前払金の超過額を返還した後に行うものとする。
- 6 前払金の超過額返還の時期は第4項の委託金額を減額した日から30日以内とする。
- 7 受注者が前項の期間内に前払金の超過額を返還しないときは、発注者は、受注者に対してその未返還額につき年3.0パーセントを乗じて計算した遅延利息の支払を請求することができる。
- 8 業務内容の変更その他の事由により履行期限を延長した場合においては、受注者は直ちに前払金の保証期間を延長した履行期限まで延長し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 9 事業内容の変更その他の事由により履行期限を短縮した場合においては、受注者は、遅滞なく保証事業会社に通知したときは直ちに保証証書を発注者に寄託しなければならない。この場合において、変更後の保証期間は短縮した履行期限とする。
- 10 受注者が第3項又は第9項の規定に違反したときは、発注者は、受注者に対して発注者の指定した期間内に前払金支払額を返還することを請求することができる。
- 11 受注者は、第1項、第5項、第8項及び第9項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつ

て、当該前払金の保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。  
この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(部分払)

**第32条** 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分（以下「既履行部分」という。）を除く。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中2回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た場合において、申し出た日から10日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の業務委託料相当額 $\times$   $(9/10 - \text{前払金額} / \text{業務委託料})$

6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

**第33条** 成果物について、発注者が仕様書等において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第28条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第29条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第28条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第29条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第29条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する業務委託料の額」及び第二号中「引渡部分に相応する業務委託料の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第28条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額

指定部分に相応する業務委託料の額×(1-前払金の額/業務委託料)

二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額

引渡部分に相応する業務委託料の額×(1-前払金の額/業務委託料)

(債務負担行為に係る契約の特則)

**第33条の2** 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額(以下この条において「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

**第33条の3** 債務負担行為に係る契約の前金払については、第31条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額(前会計年度末における第32条第1項の業務委託料相当額(以下この条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。))が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下この条及び次条において「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が仕様書等に定められているときには、同項の規定による読替え後の第31条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が仕様書等に定められているときには、同項の規定による読替え後の第31条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分( 円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第31条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第31条第8項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

**第33条の4** 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下この条において「履行高

超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第32条第5項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{業務委託料相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{業務委託料相当額} - (\text{前会計年度までの履行高予定額} + \text{履行高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の履行高予定額}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

**第34条** 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨が明記されているときは、当該第三者に対して第29条(第33条において準用する場合を含む。)又は第32条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

**第35条** 受注者は、発注者が第31条又は第33条において準用される第29条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

**第36条** 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

**第 37 条** 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 39 条若しくは第 39 条の 2 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

**第 38 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第 4 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 主任担当者を配置しなかったとき。
- 五 正当な理由がなく、第 36 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

**第 39 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 4 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第 4 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の成果物を完成することができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託債権を譲渡したとき。
- 九 第 41 条又は第 42 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時用地調査等業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(談合等不正行為があった場合の発注者の催告によらない解除権)

**第 39 条の 2** 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
- 二 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
- 二の 2 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項ただし書（第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による命令を受けなかったと認められるとき。
- 二の 3 受注者が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 7 第 3 項（第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。
- 三 受注者が第 1 号又は第 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- 四 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 7 第 3 項（第 7 条の 9 第 3 項及び第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、直ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

**第 40 条** 第 38 条各号又は第 39 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 3 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

**第 41 条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期

間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

**第 42 条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 16 条の規定により仕様書等を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 17 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

**第 43 条** 第 41 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

**第 44 条** この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 33 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分相当額」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

**第 45 条** この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 31 条（第 33 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第 38 条、第 39 条若しくは第 39 条の 2 又は第 47 条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 33 条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年 3.0 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 37 条、第 41 条又は第 42 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 31 条（第 33 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分相当額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 38 条、第 39 条若しくは第 39 条の 2 又は第 47 条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年 3.0 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第 37 条、第 41 条又は第 42 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第33条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第5条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第38条、第39条又は第39条の2若しくは第47条第3項によるときは受注者が負担し、第37条、第41条又は第42条によるときは発注者が負担する。

二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第38条、第39条又は第39条の2若しくは第47条第3項によるときは発注者が定め、第37条、第41条又は第42条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（談合等に係る違約金）

**第46条** 受注者はこの契約に関して第39条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、違約金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 委託業務が完了した後に、受注者が第39条の2第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

3 前2項の場合において、受注者が共同体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、当該共同体の全ての構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（発注者の損害賠償請求等）

**第47条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第 38 条又は第 39 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第 38 条又は第 39 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不可能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するものとみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 39 条第 8 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 3 条の 2 の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

**第 48 条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第 37 条、第 41 条又は第 42 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 29 条第 2 項（第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

**第 49 条** 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 28 条第 3 項又は第 4 項（第 33 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から 3 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

**第50条** 受注者は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

**第51条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

**第52条** 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者はこの契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(紛争の解決)

**第53条** この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときには、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、主任担当者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発

注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

**第54条** この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約外の事項）

**第55条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

#### (漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

#### (再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

#### (資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、受注者から必要な報告を徴し、又は実地検査により確認を行うことができる。

#### (事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあるときを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

#### (違反した場合の措置)

第 12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を  
求めることができる。

## 登記事務仕様書

### (目的)

第1条 この仕様書は、発注者と受注者との間に締結された登記事務委託の概要を定め、円滑な登記の処理を目的とする。

### (委託の範囲)

第2条 登記事務とは、不動産登記法に基づく嘱託登記事務並びに嘱託登記に必要な書類作成及び図面の作成等をいうものである。

### (委託の内容)

第3条 発注者は嘱託登記委託内訳書（別紙様式第1号）に掲げる登記事務について受注者に委託するものとする。

2 受注者は、発注者から資料の貸与を受けて、必要な嘱託書及び図面等の作成並びに嘱託書の提出及び登記事項証明書等の受領の業務を行うものとする。

### (書式)

第4条 登記嘱託書の書式は、不動産登記法の定めるところによるものとする。

### (貸与資料)

第5条 相続、住所証明書等で契約締結後に不足しているものについては、受注者の交付申請により発注者が交付を受けて受注者に貸与するものとする。

- (1) 用地調査表
- (2) 用地実測図
- (3) 印鑑証明書
- (4) 登記承諾書
- (5) 登記原因証明情報
- (6) 委任状（別紙）
- (7) その他相続、住所証明書等登記に必要な書類

### (成果物)

第6条 発注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 登記嘱託書〔図面（地形図等）を含む。〕
- (3) 地積測量図
- (4) 相続関係説明図
- (5) 変更又は更正を証する書類
- (6) その他必要な書類





別記様式 3

【表】

第 号	身 分 証 明 書	写真
受注者 住所 名称 役職及び氏名		
上記の者は、用地調査等業務委託契約（委託業務の名称）に基づき、 用地関係業務を行う者であることを証明する。		
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
発行日	年 月 日	
発行者 住所	(総合支庁長)	印

【裏】

- 1 本証は、顔写真、公印、日付のないものは無効とする。
- 2 有効期間を経過したとき、又は用地調査等業務委託契約が解除されたとき等不用となったときはただちに返還すること。
- 3 役職、氏名に変更があったとき、又は受注者の住所・名称に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 用紙の大きさは携帯できるサイズとする。